

戦前期体罰論の交錯

大 泉 陽 輔

- 1 本稿の目的と方法
- 2 親の懲戒権と教員の懲戒権
- 3 体罰事件
- 4 体罰論の展開
- 5 裁判例・法学説
- 6 検討

1 本稿の目的と方法

本稿は戦前期日本における懲戒権ないし子どもに対する体罰をめぐる議論状況を分析する。2019年6月の改正⁽¹⁾によって児童福祉法および児童虐待防止法に体罰禁止が明記されたいま、社会は子育てから体罰を排除する方向へはっきりと舵を切っているように思われる。しかし、それは法定化によって完了するものではなく、実際、2021年2月におこなわれた意識調査によれば回答者の41.3%が体罰を容認したという（ただし、2017年の調査からは15.4ポイント減少している⁽²⁾）。

これを過渡的現象として開き直すことは妥当であろうか。あるいは体罰禁

(1) 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(2019年6月26日法律第46号)。次いで厚生労働省は2019年9月に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を設置、同委員会の検討結果を踏まえて2020年2月にガイドライン（『体罰等によらない子育てのために』）を公表した。

(2) 「しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか」という質問に対して、「積極的にすべきである」・「必要に応じてすべきである」・「他に手段がないと思ったときのみすべきである」と回答した割合（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』(2021年版子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書)(2021年3月)6頁)。

止は現代に初めて「発見」された課題として片づけてよいのであろうか。昨今の動向から（あるいは一定年齢以上の人々であれば自身の経験から）推測して戦前期は体罰肯定一辺倒のイメージを持たれがちであるが実はそうではない。戦前にも体罰否定論は確かに存在したし、そもそも学校教育の場面では法令によって体罰が禁止されていた（学校教育法第11条として現在に受け継がれている）。それでも社会は体罰を手放すことができず、子どもたちが剥き出しの暴力にたびたび晒されたことは周知の通りである。体罰禁止規定を持ちながら体罰の排除を完遂できなかった点で戦前期は現代に通ずるところがある。体罰によらない子育ての実現に向けて歴史的素材を提供することは本稿の目的の第一である。

目的の第二は、体罰問題を素材として戦前期における子どもをめぐる言説が領域横断的に交錯する諸相を明らかにすることである。筆者は別稿⁽³⁾で子ども法史研究の方法について、子ども観が一枚岩ではないことを前提に諸アクターの動向を包括的に射程に含めた分析をおこなう必要があることを提言したことがある。体罰は懲戒権の限界の問題として法学に現れるが、体罰について論じるのは親権法学説や教育法学説だけではない。懲戒権の限界に関する裁判所の判断、すなわち体罰事件の裁判例を分析してもまだ不十分である。体罰は主に教育に際しておこなわれるものであるから、教育者もまた当事者として体罰の是非を論じる（むしろ戦前期体罰論の主な担い手は教育者である）。家庭のあり方に関する言説や子どもの権利思想の中でも体罰が論じられることがある。民衆も体罰事件への反応という形で体罰に対する態度を示す。これらに満遍なく目を配り、多様に展開される体罰論を解きほぐすことが求められる。「解きほぐす」というのは、多数説を取り上げて体罰に対する戦前期の人々の一枚岩の姿勢を措定するのではなく、個々の体罰論の位置づけないし背景にある思想・論理を明らかにするという意味を込めている。このような作業をおこなうことで往時の子どもの一面を立体的に描出するこ

(3) 大泉陽輔「児童虐待・明治民法・子ども像」(『岡山大学法学会雑誌』71巻2号, 2021年) 27-56頁。

とが可能となると考えられるからである。

ここで先行研究を確認しておきたい。法制史の観点からの体罰史研究は利谷信義氏の論考⁽⁴⁾がほとんど唯一の業績である。利谷氏は明治初年以降の親と教師の懲戒権規定を通観し、懲戒権が「国家権力に従順な「臣民」を養成する」ための手段であったことを指摘する。また、体罰事件にかかる裁判例の考察をおこない、戦前期の裁判所が懲戒権の行使に極めて寛大であったと論じる。

利谷論文では懲戒権規定の成立後に懲戒権ないし体罰が社会においてどのように認識されていたかは射程外に置かれていた。この点を含め、体罰の史的検討は教育学において成果が挙げられることになる。

通史的叙述の代表である江森一郎『体罰の社会史』(2013年)⁽⁵⁾は対象とする時間軸の圧倒的な長さを誇り、古代から近現代に至るまでの体罰の実態や体罰論の分析を通じて、日本には体罰を残酷と見る思想が伝統的に存在したことを指摘する。もっとも、考察の重点は前近代に置かれており、近現代部分は江森氏自身が認める通りやや「図式的」なものに止まっている⁽⁶⁾。

近代日本における体罰に関するより実証的な検討をおこなった代表的研究として、寺崎弘昭氏、竹中暉雄氏、広田照幸氏による業績がある。近代日本の学校体罰禁止規定・体罰論議の検討をおこなう寺崎氏の論考⁽⁷⁾は、学校体罰禁止規定の成立過程につき利谷論文を補完するほか、体罰禁止規定がその後無化された背景に、裁判沙汰になった場合の体罰禁止規定の有名無実化と告訴それ自体を抑止する教育イデオロギーによって構成される戦前の教育ハ

(4) 利谷信義「親と教師の懲戒権」(『日本教育法学会年報』4号、1975年)。

(5) 江森一郎『体罰の社会史(新装版)』(新曜社、2013年)。

(6) 同書(初版は1989年)における史料・先行研究の誤読を鋭く指摘する論考として竹中暉雄『囲われた学校——1900年』(勁草書房、1994年)88-104頁がある。

(7) 寺崎弘昭ほか「日本における学校体罰禁止法制の歴史」(牧柁名ほか編著『懲戒・体罰の法制と実態』(学陽書房、1992年))。寺崎氏は欧米の体罰事件・懲戒権思想に関する一連の研究でも知られている(寺崎弘昭「イギリスにおける懲戒・体罰法制の歴史と思想」(星野安三郎ほか編著『体罰と子どもの人権』(エイデル研究所、1984年))、同「アメリカ・学校体罰法禁州の体罰判例」(『季刊教育法』69号、1987年)、同『イギリス学校体罰史』(東京大学出版会、2001年)など)。

ビトゥスがあったことを論じる。

竹中氏は、学校体罰禁止規定のモデルとなった外国法制や体罰法禁の目的に関する従来の研究を深化させるとともに、明治中後期に軍隊のあり方に影響されて教育界に体罰容認の雰囲気形成されたこと、大正期には殴打が必ずしも体罰にあたらないことが司法的決着を見たことを論じる。加えて、体罰肯定の論理として、法令行為（刑法第35条）、親子関係からのアナロジー、「天皇の官吏」としての教師観（特別権力関係論）があったことを指摘する⁽⁸⁾。

広田氏は大正期に発生した一体罰事件に対する教育ジャーナリズムの反応を分析し、①体罰権要求、②体罰と懲戒の区別の明確化、③教師・生徒関係や教師・親関係を焦点として教育界から体罰容認の主張や加害教員を告訴した父兄に対する批判が噴出したことを明らかにした⁽⁹⁾。

しかし、これらの優れた先行研究を総合してもなお抜け落ちている視角がある。第一に、体罰否定論の存在が軽視されている点である。体罰肯定論が戦前期を通じて多数説であったことはおそらく疑いようがないが、体罰否定論も存在したことは事実である。それぞれの論者はそれぞれに子ども観を持って体罰を肯定・否定するはずであり、両者をいずれも射程に含めなければ当時の子どもの実像を見失うことになる。また、時期による変化が見られるとすればその背景も探る必要がある。

第二に、取り上げる体罰論が教育界のそれに限られている点である。確かに体罰論の担い手は主に教育者だがそれだけではない。体罰に関する言説は教育ジャーナリズムに限定せず広く調査する必要がある。またその際、体罰論が論者の属性を超えて一枚岩であったと想定することは必要でないし妥当でもない。法学説について言えば、先行研究でも法学説が取り上げられることはあったがそれは体罰肯定のエートスを裏づけるための言及に止まっていた。教育者と法学者では拠って立つ論理や知的バックグラウンドが異なるのであるから、いったん区別して分析し、両者の体罰論の関係や体罰問題に対

(8) 竹中前掲『囲われた学校——1900年』第3章。

(9) 広田照幸『教育言説の歴史社会学』（名古屋大学出版会、2001年）第7章。

する法学の貢献とその限界を明らかにするほうが有益であろう。加えて、先行研究が指摘する通り、いわゆる「親代わり」論が教員による体罰を肯定する根拠のひとつとなっていたのであるから、親による体罰に関する議論についての検討も求められる。体罰についての親と教員の関係が「親代わり」論だけで説明できるのかどうかも改めて吟味せねばならない。

以上を踏まえて本稿は次のように論を進める。まず第2節で親の懲戒権と教員の懲戒権に関する規定の成り立ちを概観したのち、第3節では体罰事件の検討、具体的には大正期に体罰事件の報道が増加することとその意味について論じる。併せて、大正期に京都の小学校で発生したとある体罰事件を素材に、学校・当局による体罰事件への対処の実態を明らかにする。第4節では、第3節の検討結果の理論的背景を探るべく、体罰論の動向を考察する。戦前期の体罰認識をできる限り包括的に把握できるよう、教育ジャーナリズム以外の文献も取り上げ、また体罰否定論や親による体罰をめぐる議論にも目を配る。その際、明治期と大正期で項を分けて検討をおこなう。結論を先取りすれば、これは大正期に体罰否定論が（少数説のままながら）増加するためである。これらの作業を通じて第4節では、体罰肯定論・否定論の分布およびそれぞれの論理を明らかにする。第5節では、体罰事件の裁判例および体罰に関する法学説を考察し、第4節で明らかにした体罰論の動向の中に定位する。戦前期は、親による体罰はもちろん、法令で禁止されているはずの教員による体罰についても肯定論が多数であった。第5節は体罰禁止規定がありながら法学者・法律家が脱体罰に貢献しきれなかった要因を探る試みである。第6節では総括的な検討をおこなう。

なお、本稿では特に断りのない限り、戦前期の通説に即して「子どもの身体に直接苦痛を与える罰」の意で「体罰」の語を用いる。また、学校における懲戒権は教員だけでなく小学校長にも認められるので、その主体は厳密には「小学校長および教員」と表記するのが正しいが、以下では単に「教員」と表記する。

2 親の懲戒権と教員の懲戒権

(1) 親の懲戒権

日本で近代的な親の懲戒権が初めて制定法として現れるのは旧民法人事編第151条（「父又ハ母ハ子ヲ懲戒スル権ヲ有ス但過度ノ懲戒ヲ加フルコトヲ得ス」）である。その直接の源流は1888年10月頃に完成したとされる旧民法第一草案（「民法草案人事編」）の中に置かれた次の条文にある⁽¹⁰⁾。

第243条 父若クハ母ハ家内ニ於テ其子ヲ懲戒スルノ権ヲ有ス但シ過度ノ懲戒ヲ加フルコトヲ得ス⁽¹¹⁾

同条について理由書は以下のように説明しており、過度な懲戒を防ぐことに主眼があったことを窺わせる。

子ノ教育ハ最モ困難ノ事業ニシテ、其目的ヲ達スルニハ多少ノ懲戒権ヲ用フルノ必要アリ。然レトモ此権ハ如何ナル程度ニ止マルヘキヤヲ定ムルハ極メテ困難ナリ。是レ一國ノ風俗及ヒ開化ノ度ニ関スルモノニシテ、法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ得ス。我国ノ如キ父母未タ教育ノ何タルヲ知ラサルヲ多数トシ、其懲戒モ往々過度残酷ニ渡ル、モノアリ。故ニ法律ハ懲戒ノ権ヲ与フルト雖モ過度ノ懲戒ヲ加フルヲ禁ス。若シ過度ノ懲戒ヲ加フルトキハ親権ノ喪失ヲ宣告スルヲ得ヘシ。懲戒ノ果シテ過度ナルヤ

(10) 民法典編纂過程一般については、石井良助『民法典の編纂』（創文社、1979年）、手塚豊『明治民法史の研究』上巻（慶應通信、1990年）、大久保泰甫『ボフソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、1999年）、広中俊雄『民法典編纂史の研究』（信山社、2020年）などを参照。親権法の制定過程については、佐藤全「旧民法における監護教育条項」（『国立教育研究所研究集録』12号、1986年）、同「明治民法における監護教育条項」（『国立教育研究所研究集録』14号、1987年）、手塚豊「明治以後の親子法」（同『明治民法史の研究』下巻（慶應通信、1991年））、小口恵巳子『親の懲戒権はいかに形成されたか』（日本経済評論社、2009年）などに詳しい。

(11) このほか第244条は子どもの行状に「重大ナル不満ノ事由」がある場合に地方裁判所長への請願を経て子どもを「相当ノ感化場若クハ懲戒場」に入れることができる旨を規定するが、本稿の関心からはやや外れるためここでは取り上げないことにする。

否ヤハ裁判官ノ査定ニ放任スル所ナリ⁽¹²⁾ (句読点筆者)

ただし、懲戒の限界については「一国ノ風俗及ヒ開化ノ度」に関わるとして「裁判官ノ査定」に委ねたため、体罰に対する第一草案の態度は明らかではない。理由書は親権喪失事由のひとつである親権濫用（第255条）について「例之ハ其子ヲ打擲シ又ハ必要ノ養料ヲ給セサルカ如シ」と説明するが、これだけで第一草案がいったいの打擲ないし体罰を否定していたと考えるのは早計であろう⁽¹³⁾。

第一草案の懲戒権規定は1890年10月に公布された旧民法（人事編・財産取得編後半部分は1890年10月7日法律第98号）にはほぼそのまま引き継がれ、上掲の条文が成立した。もっとも、この間に第一草案が司法官らの強い批判意見を受け、再調査案（1890年1月）・法律取調委員会上申案（同年4月）・元老院議定案（同年9月）を経て旧民法全体が進歩的性格⁽¹⁴⁾をほとんど失ったことは無視すべきでない。親権について見れば、元老院の修正によって親権

(12) 『民法草案人事編理由書』下巻40丁裏（熊野敏三起稿）。

(13) 体罰に対する態度は旧民法の注釈書を紐解いても判然としない。例えば井上操『民法詳解人事之部』（1892年）は懲戒の方法について次のように論じる。

凡ソ子ヲ教訓養育スルニハ、只ニ子ノ身上ヲ監護スル権アルノミヲ以テ足レリトセス、威厳ヲ示シ懲戒ヲ加フルノ必要ナルコトハ實際ニ徴シテ争フ可カラサル事實ナリ。例ヘハ再三訓戒ヲ加フルモノ子之ヲ用ヒス其非行ヲ改悛セサル場合ニ於テハ、或ハ一時戸外ニ逐出シ又ハ一室ニ押留スル等相当ノ懲戒ヲ加ヘサル可ラス。然レトモ残酷過度ノ懲戒ヲ加ヘ徒ニ其子ヲ痛苦セシムルコトハ道理ノ容レサル所ニシテ法律モ又之ヲ許サルナリ（句読点筆者）（井上操『民法詳解人事之部』下巻（宝文館、1892年）13頁）

この記述からは打擲・殴打を典型とする体罰が「相当ノ懲戒」にあたるのか、「残酷過度ノ懲戒」として排除されるのかは断定できない。磯部四郎『大日本新典民法積義』（長島恭三郎、1890年）544-546頁、手塚太郎『日本民法人事編積義』（図書出版社、1891年）372-373頁、岸本辰雄『民法人事編講義』巻之下（明治法律学校講法会、1896年？）129-135頁なども事情は同じである。

(14) 村上一博氏は、急進的共和主義者のエミール・アコラスの学説が第一草案起草者たちに影響を与えたことを指摘している（村上一博「近代日本の家族法制とジェンダー」(三成美保編『ジェンダーの比較法史学』（大阪大学出版会、2006年）））。

の対象が成年者まで広げられたこと⁽¹⁵⁾、および親権喪失規定が削除されたこと⁽¹⁶⁾がよく知られている。利谷信義氏は「懲戒権に関する規定自体には大きな変化はみられないが、その意義は全く変化し、子に対する親の支配権である親権を担保するものとなったと言うべきであろう」⁽¹⁷⁾と、第一草案から旧民法に至るまでの懲戒権の性格の変容を指摘している。

旧民法は1893年1月に施行を予定していたものの法典論争の末施行延期の憂き目に遭い、同年3月に発足した法典調査会で改めて民法典編纂作業がおこなわれ、明治民法（親族編・相続編は1898年6月21日法律第9号）の公布に至った。懲戒権は第882条に定められた。同条第1項の文言は次の通りである。

第882条第1項 親権ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範囲内ニ於テ自ラ其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得

原案⁽¹⁸⁾第890条第1項は親権の対象を未成年の子どもに限定していた（「未成年ノ子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス」）が、法典調査会において尾崎三良らがこれに反対して「未成年ノ」の文言が削除された（明治民法第877条第1項は「子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス但独立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス」と規定する）⁽¹⁹⁾ため、条文を素直に読めば懲戒権は成年の子にも及ぶこ

(15) 第一草案第238条は「子ハ其成年若クハ自治ニ至ルマテ親権ニ服従ス」と規定していた。再調査案第210条・法律取調委員会上申案人事編第210条にも同旨の規定がある。

(16) 第一草案では8か条に亘る親権喪失規定が設けられていた。再調査案では3か条に縮減する後退を見せた（第208条－第210条）が、法律取調委員会上申案まで存置された（人事編第217条－第219条）。

(17) 利谷前掲「親と教師の懲戒権」195頁。

(18) 「甲第五十四号」議案（1896年1月11日配付）（『民法第一議案』（日本学術振興会）518丁表）。

(19) 梅謙次郎は第151回法典調査会（1896年1月13日）において、原案第890条が親権の対象を未成年に限定した趣旨について、①「三十四乃至五六十ノ年齢ニ達シタ子ガ少々不都合ガアツテモ之ヲ父母ガ打擲スル権ガアリ又ハ裁判所ニ御願ヒ申シテ懲治権入ヲ願ウト云フコトハ日本ノ慣習ニナカラウ」、②「親権ハ子ノ利益ヲ謀ル者ト云フコトニナツタナラバ成年迄ト云フコトニスルノガ当然ト思ヒマス」と説明している（『法典調査会民

とになった⁽²⁰⁾。しかし、その後の親権法学における通説が懲戒の趣旨を監護教育の手段としたことから、監護教育権から派生した権利であるはずの懲戒権が文言上成年者にも及ぶという矛盾が生じることとなった⁽²¹⁾。この矛盾は特に問題視しない論者が多数であったが、正面から向き合った論者も見受けられ、その多くは成年者に対する懲戒権を否定する解釈を展開した⁽²²⁾。

(2) 教員の懲戒権

教育改革を国家富強の手段として重視した明治新政府は明治4年7月に教育行政を担う機関として文部省を創設、その文部省のもとで起草・発布された「学制」(明治5年8月2日太政官第214号布告)によって日本の近代的教育制度は歩み出す⁽²³⁾。1879年9月29日には田中不二麿文部大輔の主導により「学制」に代わって(第1次)「教育令」(太政官第40号布告)が制定された。このとき初めて体罰禁止規定が設けられた。第46条がそれであり、文言は次の通りである(括弧内は割注)。

第46条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰(殴チ或ハ縛スルノ類)ヲ加フヘカラス

法議事速記録』第49巻(日本学術振興会)157丁表、158丁表)。

対する尾崎の修正意見は、「モウ二十ニナレバドシナ子デモ独立シテ、仮令ヒ親ノ厄介ニナル者デモ親権ニ服シナイト云フコトハ、我が国ニ適當シナイト思フ。既成法典ガ漠然トシテ居ルノガ却テ妙味ガアリハセヌカト思フ」(句読点筆者)というものであった(同前158丁裏)。

- (20) 第152回法典調査会(1896年1月15日)では井上正一が懲戒権を規定する原案第894条第1項(「親権ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範囲内ニ於テ自ラ其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ相当ノ懲戒場ニ入ルルコトヲ得」)に「未成年」の文言を追加することを提案したが、賛成少数のため否決された(『法典調査会民法議事速記録』第50巻(日本学術振興会)11丁表-12丁裏)。
- (21) 監護教育権を規定する第879条は対象を未成年者に限定する(「親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ」)が、懲戒権(第882条)については上掲の通りそのような限定はない。
- (22) 大泉前掲「児童虐待・明治民法・子ども像」95-100頁。
- (23) 教育法制の確立過程については海後宗臣「教育法(法体制確立期)」(鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史』第1巻(勁草書房、1958年))、文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会、1972年)、倉澤剛『教育令の研究』(講談社、1975年)などを参照。

第1次教育令はアメリカの文教行政を参照しており（まさにそのために「自由教育令」と批判されたのだが）、懲戒権規定もニュージャージー州の1867年学校法（An act to establish a system of Public Instruction）に倣ったものと推測されている（ただし、ニュージャージー州は当時のアメリカで学校体罰を法禁していた唯一の州である）⁽²⁴⁾。第2次教育令期の著作であるが、生駒恭人『学校管理法』（1884年）の次の記述は、同条の置かれた趣旨が往々に生じる体罰の濫用から児童の身体を保護することにあつたことを窺わせる⁽²⁵⁾。

若シ老練熟達ノ教師公正慈愛ノ心ヲ失ハスシテ之ヲ適用スル時ハ、或ハ害ヲ醸スニ至ラサルヲ得ヘキ乎然リト雖、世ノ教師悉クコノ人ヲ以テ望ムヘキニアラサレハ、決シテ普通ノ論ト云フ可ラサルナリ、又タ仮令ヒ温良篤実ノ教師ト雖、悪ヲ悪ムニ切ナルトキハ、一時ノ気込ミニ体罰ノ

(24) 倉澤前掲『教育令の研究』23頁、寺崎弘昭「体罰否定の教育史的意義」（『教育』461号、1985年）60-61頁。なお、第1次教育令第46条をフランスの公立小学校管理規則の影響によるものとする研究もある（沖原豊『体罰』（第一法規出版、1980年）201-202頁、竹中前掲『囲われた学校——1900年』83-87頁）。

(25) 利谷信義氏は教育令に体罰禁止規定が置かれたことを、お雇い外国人のボワソナードの建議を契機とする拷問廃止（1876年太政官第86号布告、79年太政官第42号布告）と並列に捉え、背景に「国際的圧力」があつたと推測する（利谷前掲「親と教師の懲戒権」197頁）。法制史学の泰斗らしい卓見であるが、教育令が成立した時点で学校体罰を法禁していたヨーロッパの国が6か国に過ぎなかった（寺崎ほか前掲「日本における学校体罰禁止法制の歴史」27頁）ことに鑑みれば、推測だけで「国際的圧力」の存在を認めることはできないように思われる。

沖原豊氏は日本人の「性善説的子供観」が体罰禁止規定の土壌になつたとする（沖原前掲『体罰』200-201頁）。「性善説的子供観」の論拠とされるのは16世紀以降に来日した外国人たちの証言であるが、他方で沖原氏は律令制下の大学寮から近世の寺子屋に至るまで体罰がおこなわれてきたことを論じており、両者の関係に疑問が残る。なお、体罰を残酷なものとする伝統的エートスの論証に努めた江森前掲『体罰の社会史』にあつても、前近代に教育の場で体罰がおこなわれたことにつき実例が多く挙げられている。

体罰を主題とする論考ではないが、松野修氏は、西欧では学校管理における教員の恣意的な判断を拘束するために規則・罰則が求められたのに対して、日本では寺子屋以来懲罰は成文に拘泥せず弾力的に実施されてきたと論じる（松野修「明治前期における児童管理の変遷」（『教育学研究』53巻4号、1986年））。松野氏の見解を借りるならば、体罰禁止規定は、教員の広い裁量を前提としながら過度な懲戒によつてもたらされる危険を避けるためにあらかじめ体罰を教員の選択肢から除外しておくことが要請された帰結と理解することができよう。

度ヲ過コスコトナキヲ保セス、維新前ノ学校ニ在テハ、体罰一般ニ行ハレ、笞鞭ヲ以テ身肢ヲ毆ツカ如キハ其常ニシテ時ニ或ハ教師忿怒スルトキハ、鉄製ノ文鎮等ヲ頭上ニ加ヘテ流血淋漓ヲラシメシコトアリ、其ノ甚シキニ至テハ、身体ヲ縛シテ戸棚長持ノ中ニ密閉シ、過テ死ニ至ラシメシモノ亦稀レニナキニアラサリシ、体罰ハ頗フル危険ヲ隠含スルノ罪科ト謂ハサルヲ得ス、我国改正教育令第四十六条ノ明文ヲ以テ体罰ヲ学校ニ禁セラレタルハ、蓋シ政府ノ遠慮ニ出ツルモノナラン乎⁽²⁶⁾

その後、1880年2月に文部卿となった河野敏謙は就任早々に教育令の改正に着手し、同年12月28日、第2次教育令（太政官第59号布告）が公布された。これによって地方の自由を認める方針から中央集権的画一化へと大きく方針転換を遂げたのであるが、体罰禁止規定自体はそのまま引き継がれた（第46条）。

1885年8月12日、地方の教育費を節減することを目的として教育令が再改正された（第3次教育令（太政官第23号布告））。ここで体罰禁止規定はいったん姿を消すことになる。もっとも、これは体罰を容認する態度に出たものではなく、各学校の規則に規定を委ねたためと言われている⁽²⁷⁾。

同年12月に近代的内閣制度が創設され、初代文部大臣に森有礼が就任、彼のもとで国家主義的な学校制度の立案が急速に進む。その結果、1886年3月から4月にかけて（第1次）「小学校令」（1886年4月10日勅令第14号）を含む諸学校令が發布された。ここでも体罰禁止規定は見られなかった。

小学校令は数次の改正を経つつ50余年に亘って初等教育の基本法として機能する。体罰ないし懲戒権に絞って概観すれば、まず1890年の第2次小学校令（1890年10月7日勅令第215号）によって体罰禁止規定が復活した（第63

⁽²⁶⁾ 生駒恭人『学校管理法』（金港堂、1884年）144頁。日下部三之介はより直接に、第2次小学校令第63条の趣旨を「児童ニ肉体上ノ微罰ヲ加フルコトヲ禁シタルモノニテ亦児童ノ健康ヲ保護スルノ意ニ出タルコト明ナリ」と説明する（日下部三之介『小学校令釈義』（東京教育社、1891年）163頁）。

⁽²⁷⁾ 沖原前掲『体罰』203頁。

条)⁽²⁸⁾。

第63条 小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス

1900年に公布された第3次小学校令(1900年8月20日勅令第344号)も体罰を否定するが、ここでは教員に懲戒権を付与する条項を新設し、但書に体罰禁止規定を置いた⁽²⁹⁾。

第47条 小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス

現行の学校教育法第11条(「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加え

(28) 同条では第1次教育令第46条・第2次教育令第46条とは異なり、「殴チ或ハ縛スルノ類」の割注がない。この点について竹中暉雄氏は、「一八九〇年にこの例示が消されたことによって、体罰の定義が曖昧となり、殴ることがすぐに体罰になるわけではないとの解釈を生み出す素地が作られた」と論じる(竹中前掲『囲われた学校——1900年』109頁)。しかし、後述の通り第2次小学校令制定後も体罰は一般に「子どもの身体に直接苦痛を与える罰」と理解され、殴打がこれに含まれることにほとんど争いはなかった。また、竹中氏は1916年の江東小学校事件大審院判決(第5節で改めて取り上げる)を、「この大審院判決は、「教育令」における体罰の例示「殴チ或ハ縛スルノ類」が消されたあと、懲戒行為の限界として禁じられている体罰に対し、「児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果」を発生させる行為との定義を与えることになった。逆に言えば、殴ったり縛ったりする行為であっても「児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果」を発生させない場合は体罰に該当しないことを認めたのである」と評価する(同前114頁)。しかし、同判決が前提とする事実、すなわち原審の事実認定は、教員が児童に訓戒を加えようとして「胸ヲ掴ミ牽キタルニ過テ之ヲ倒シ」て怪我を負わせたというものであり、殴ったり縛ったりする行為を懲戒として認めたとは言えない。

(29) 寺崎弘昭氏は、第3次小学校令が体罰禁止条項を懲戒権条項へと衣更したことは「体罰禁止を徹底する方向とは逆の効果をもった」と評価する。「衣更」の影響を具体的に論証することは困難であるが、体罰肯定論者が懲戒権条項を「従来の小学校長及教員は児童に体罰を加ふることを得ずとのみいひて、明かに懲罰権を認めざりしものに比すれば、たしかに一段の進歩をなし、ものといふべく、教育者の被教育者に対する権限は、一層拡張せられたりといふべし」(柴田謙吉「小学校令第四十七条につきて卑見を述ぶ」(『教育時論』558号、1900年)32頁)などと歓迎したことは確かである。

ることができる。ただし、体罰を加えることはできない」は同条を引き継いだものと言える。

小学校令は1941年に役目を終えるが、代わって制定された「国民学校令」(1941年3月1日勅令第148号)もやはり懲戒権条項の中で体罰を禁止した(第20条)。

第20条 国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス

では教員の懲戒権条項はどのように解釈されていたのであろうか。松本順吉(文部書記官・法学士)は著書『小学校令並小学校令施行規則註釈』(1901年)⁽³⁰⁾において、懲戒権が認められたのは「児童ニ対シテ完全ニ教育ヲ施サンニハ児童ニ悪行アル場合ニ於テ之ニ懲罰ヲ加フルノ権力ナカルヘカラサル」ためと論じる。いかなる所為が懲戒の範囲内と言えるかは事実問題であって原則をもって示すことは困難であるというが、体罰を加えることはできない。松本は体罰を「直接ニ身体ニ苦痛ヲ加フルモノハ之ヲ体罰ト云フ」と定義する。例えば、「笞杖ヲ以児童ヲ殴打スルカ如キ」は体罰として排除される。裏返して言えば、身体への苦痛が間接的なものに止まる場合には懲戒権の範囲内ということになる。すなわち、「直立居残」は「運動ノ自由ヲ制限スルモノ」に過ぎず体罰にあたらないとされる。以上のような体罰定義や留置・起立を体罰にあたらないとする解釈は松本のほか、教育行政研究会編『小学校令精義』(1900年)⁽³¹⁾、豊田五郎『小学校令詳解』(1900年)⁽³²⁾、渋谷徳三郎(文部省普通学務局第一課長)『改正小学校法規要義』(1907年)⁽³³⁾なども採用しており、当時の通説と言ってよい。

(30) 松本順吉『小学校令並小学校令施行規則註釈』(明倫館, 1901年) 77-78頁。

(31) 教育行政研究会編『小学校令精義』(松村三松堂, 1900年) 54-55頁。

(32) 豊田五郎『小学校令詳解』(集英堂, 1900年) 65-66頁。

(33) 渋谷徳三郎『改正小学校法規要義』(宝文館, 1907年) 52-53頁。

教員の懲戒権規定は親の場合とは違って体罰を明文で禁止していた⁽³⁴⁾。そのため体罰の概念はともかく、体罰が認められないこと自体は解釈上争いの余地はあり得ない。小学校令を忠実に実施するならば少なくとも打擲・殴打は教室では見られないはずのものであった。しかし、実際の教室の光景はそうではなかった。次節では体罰禁止規定成立後の体罰事件を概観する。

(34) 各府県・小学校の規則の中にも懲戒の方法として体罰を置くものは見当たらない。例えば、1883年3月に制定された「兵庫県川辺郡町村立小学校規則」第5章（生徒罰則）第1条は懲戒の方法を以下のように規定する（宮川秀一編『伊丹教育史料』（伊丹資料叢書7）（伊丹市役所、1985年）156-161頁所収）。

- 第1条 生徒ヲ懲戒スル所ノ方法ヲ分テ品行点減殺並ニ譴責・貶席ノ三項トス
 第1項 品行点減殺ハ左ノ条々ニ由リ品行簿ノ点数ヲ減殺スルモノトス
 第2項 譴責ハ其犯由ヲ糺シ後來ヲ戒諭スルモノトス
 第3項 貶席ハ其犯由ヲ糺シ事情ノ軽重ニ応ジ三日乃至三週間席順ヲ最末ニ貶シ、且ツ其事由ヲ記シテ所罰中之ヲ扣所ニ掲示スル者トス

同規則第2条以下では行為と具体的な懲罰の対応が詳細に規定されている。

各府県・小学校の規則に見られる懲戒方法としてはほかに遊息禁止、直立、留置などが挙げられる。懲戒方法の中に体罰が置かれていないことは体罰禁止規定が一時的に姿を消した時期（第3次教育令期・第1次小学校令期）であっても同じである。

罰則に体罰を設けてはならないことを府県レベルで確認する場合もあった。京都府が定めた「京都府小学生徒罰則起草心得」（1883年6月）には次のような条文がある（『官報』1883年7月27日）。

- 第1条 小学校生徒罰則ハ其行状ノ不正ヲ懲罰スルノ規法ニアラス其実ハ天賦ノ良性情ヲ保持シ悪習ヲ善化スルノ徳義ニ出ツル者ナリ即チ学校内及ヒ通学ノ途中若クハ家庭ニ於ケル生徒ノ意志行状ヲ善良ナラシムルノ訓戒法ナレハ宜シク此意ヲ服膺シ起稿スヘシ
 第2条 体罰及ヒ之レニ類スルモノハ勿論其他卑劣ニシテ道義上ニ愧ツヘキモノ又苛酷ニシテ生理上ニ忌ムヘキモノハ総テ之レヲ設ク可カラズ
 第3条 生徒訓戒ノ法ハ左ノ六項中ニ就キ撰定スルモノトス
 但シ第一項ハ之レヲ省クヲ得ス又已ムヲ得サル事情アリテ本条各項ノ外尚他ノ訓戒項目ヲ要スル者アレハ第一条ノ主旨ニ基キ其目ヲ定メ事由及ヒ施行上ノ手續書ヲ添ヘ伺出ツル者トス
 第一項戒諭 第二項宿題 第三項貶席 第四項別坐 第五項課外復習 第六項隔離

九
九

なお、各小学校・各府県の規則中の罰則規定を分析する論稿として、石井均ほか「子どもの人権に関する基礎的研究（その1）」（『岡山県立大学短期大学部研究紀要』5巻、1998年）、飛鳥井智「明治初等教育における生徒指導の研究」（『中部教育学会紀要』1号、2001年）、水谷智彦「教師の懲戒権規定の前史」（『立教大学教育学科年報』58号、2014年）などがある。

3 体罰事件

戦前期においてどれほど体罰がおこなわれたかは統計がないため明らかにし得ない。ここでは体罰事件に関する新聞記事等から体罰に対する人々の態度を検出することを通じて、戦前期における体罰の実際を推測してみたい。史料の制約上、学校における体罰を扱うことになる⁽³⁵⁾。

新聞記事に体罰事件を求めてまず気がつくのは、明治期には体罰の動機が異常である事件や体罰により児童の健康が不当に害された事件⁽³⁶⁾が僅かに散見される程度で、総じて体罰事件があまり報じられていないことである。もちろん、これは当時体罰が稀であったことを示すものではなく、逆にありふれたものであるから報道されなかったと理解するべきであろう。児童を殴打した中居尋常高等小学校（石川県）の教員を該児童の父親が告訴した事件が「未曾有の椿事なり」と評された⁽³⁷⁾ことはその証左である。もっとも、明治年間を通じて体罰の動向が均質であったと見てよいか否かはここで論じる用意がないので専論に委ねたい⁽³⁸⁾。

大正期に入ると体罰事件の報道が新聞紙上に頻出する。河野通保『学校事件の教育的法律的实际研究』（1933年）は大正期から昭和初期にかけての体罰に関する多くの新聞記事を抜粋紹介している⁽³⁹⁾。

大正期の体罰事件でとりわけよく知られているのは1915年1月に江東尋常小学校（東京）で起きた事件である。発端は同校の訓導が児童（11歳）に体

(35) 戦前期の家庭における体罰については、平田厚氏が文学作品を素材にその実態の究明を試みている（平田厚『虐待と親子の文学史』（論創社、2011年））。

(36) 例えば、根岸小学校（東京）での教員による体罰を報じる『読売新聞』1878年12月28日は、体罰の背景に加害教員と同校の某訓導（被害児童はこの訓導の弟にあたる）との日頃の不和があることを示唆し、「無法な奴もあるものだ」と締めくくる。また『東京朝日』1898年7月10日は、校則違反によって2時間炎天下に立たされた小学生が日射病を起こした旨を伝える。

(37) 「生徒殴打事件」（『教育時論』428号、1897年）。加害教員は警察署長の即決により科料に処されたらしい。

(38) 江森一郎氏によれば、日本では伝統思想の中に体罰を残酷とみる見方が定着していたが、産業革命によって生じた矛盾や画一的・中央集権的な軍隊教育の確立によって次第に教育現場に体罰が蔓延するようになったという（江森前掲『体罰の社会史』第3章）。

(39) 河野通保『学校事件の教育的法律的实际研究』上巻（文化書房、1933年）239-261頁。

罰を加えて怪我をさせたという一見単純な出来事であったが、被害児童の父親が東京区裁判所検事局に告発したことで教育界全体に衝撃が走った。その注目度の大きさは、鵜沢総明・磯部四郎・花井卓哉といった弁護人の錚々たる顔ぶれに表れている。同事件をめぐる新聞・教育雑誌の論調については広田照幸氏によってほとんど分析し尽くされているためここでは深入りしないが、大勢は「愛のムチ」論・統制の必要性・生来の性質に問題がある子どもの存在の3点を根拠にある程度の物理的暴力を容認する立場であり、また被害児童の父親に対しては「教師を信頼しない親」として容赦ない批判が向けられた⁽⁴⁰⁾。

江東小学校事件ほどの注目度ではないが、同様の体罰事件がこの時期しばしば新聞紙上に現れた。『東京朝日新聞』1915年5月13日には、湊尋常高等小学校（千葉）において教員が児童らにおこなった峻厳な懲罰（昼夜2食を与えず空板敷の一室で厳寒の中長時間謹慎させた）に憤慨した父兄が同教員の排斥を要求したという記事が掲載された。1917年2月には花園小学校（東京）で児童（11歳）を「黒板用寒竹の杖」で乱打して打撲傷を負わせたうえ佇立・居残りをさせた受持訓導を、該児童の両親が新宿署に告訴する事件が発生した（最終的には学校側との示談が成立し告訴取下げ）⁽⁴¹⁾。1921年2月には錦華尋常小学校（東京）で受持教員が児童（12歳）を殴打して裂傷を負わせたうえ佇立させたが、同教員は過去14名を殴打しており、立腹した父兄会が神田区長に対して同教員の排斥運動をおこなった⁽⁴²⁾。体罰に対して行動を起こ

(40) 広田前掲『教育言説の歴史社会学』第7章。

(41) 『読売新聞』1917年2月15日。守屋恒三郎東京市教育課長は「教鞭を採る者がこんな事を仕出かすのは甚だ遺憾である」と加害教員を非難したが、有田正芳校長は「生徒の傷は故意に与へたのでは無く全く過失らしい」と加害教員を擁護し、「新宿署の主任警部」は「斯ういふ問題が伝へられると教育上、悪結果を来たすから、寧ろ訴へるのは間違ひであると親に説諭したい位に思つてゐる」と被害児童側を批判した。なお、守屋は江東小学校事件のときにも「児童に体罰を加へる事は仕方が無いと云ふのは間違つて居る」と加害教員に批判的であった（ただし、教育界へ影響を及ぼすおそれがあることから、司法処分ではなく行政処分による事件処理を望むとも語っている）（『読売新聞』1915年6月16日）。

(42) 『読売新聞』1921年2月8日。

したのは父兄ばかりではない。1926年6月には飯田尋常高等小学校の高等科1年生男子43名が同校訓導の授業中、日頃の体罰を理由に帰宅するという出来事があった⁽⁴³⁾。

では学校・教育行政当局は体罰事件をどのように処理したか。以下では大正期に京都府で起きたある体罰事件を例に考察したい。関係書類は「宇治郡内小学校訓導暴行事件調査復命書」(1922年3月31日)(京都学・歴彩館所蔵『復命書, 小学校教員免許及検定』(簿冊番号:大11-0040))に収録されている。

事件は1922年3月4日、宇治尋常高等小学校において尋常科4年生の児童S(13歳)が同校訓導Tから暴行を受けたことに始まる。国語読方の授業中にSがTの指示を聞かず輪読を拒否したため、Tが耳を引っ張って起立させ、頬を平手打ちし、約20分間直立させたという。Sは終業後帰宅したが間もなく体調に異変をきたし、6日から欠席、16日に死亡した。『大阪毎日新聞』1922年3月23日夕刊は本件を教員が「女生徒を殴り殺」した「奇怪」な事件と報じた。

学校側は新聞記者を通じて18日に初めて事件を知り調査を開始した。筒井正克宇治郡長もまた噂を聞きつけ、高橋芳之助校長に調査を命じた。高橋校長は20日、筒井郡長に面会し、「事ハ一時ノ誤解風評ニ止マリシモノニシテ決シテ憂フヘキコトニハアラズ既ニ無事解決ヲ見タリ」と報告した。22日にも、事件が保護者の誤解であること、主治医によればSの死因は丹毒であって暴行によるものではないこと、Tが「手荒キコトハ為マセンガ併シコレガ為メ物議ヲ生ジテハ申訳ガ有リマセン」と述べていることを報告した。

24日付で作成された高橋校長の「報告書」(稿末【資料1】)は、「耳朶ヲ持ツテ立テト云ヒマシタラ、ヤツト立チマシタ。ソコデ私ハ右頬ニ掌ヲ当テ、先生ガ立テト云ツタラ、スグ立タナケレバナリマセント云ツテ押シマシタ。(中略)私ハ体罰ヲ加ヘタトモ何共思ハナカツタ。児童ノ将来ヲ考ヘ稍嚴重

(43) 『読売新聞』1926年7月2日。

ニ訓戒シタ積デアリマスガ其方法ノ当ヲ得ナカツタ事ヲ今更ナガラ感ジテ居リマス」というTの陳述を伝える。同報告書はTの陳述のすぐあとに「因ニ全教員ハ」と続けて、職務熱心で同僚との関係もよく「将来見込アル人物ナリト認メ居候」と付け加えており、Tを擁護する形で事件を穏便に処理しようとする態度が滲み出ている。そのことは欄外「補遺」に、Sを「言語不明瞭ニシテ挙動緩慢ハキハキセザル人物ナリ」と評するTの証言を引用していることから明らかである。同報告書は前出金吾宇治郡視学を通じて藤森勝郎京都府視学に提出された。なお、前出郡視学自身も筒井郡長の命を受けて23日夜に現地へ赴き、主治医の説明を聞くとともに、Tには別に始末書を提出させている。

ところで、高橋校長はSの同級生にも聞き取りをおこなっている（「大正十一年三月二十八日高橋宇治校長調査書」）。彼らの証言は一定せず、今となつてはその真偽は全く分からない。しかし、「先生ハ平手デ右頬ヲ一回タ、カレマシタ」、「二回バカリ平手デ頬ヲタ、カレマシタ」、「持つテ居ラレタ出席簿ノ表紙デ頬ヲタ、カレマシタ」、「右耳ノ後ヨリ頬ノ部分ヲハラレマシタ」などと体罰があったことの証言が並んでいるにもかかわらず、「何分廿五日以前ノ出来事ナルヲ以テ児童ノ記憶朦朧トシテ判明不致候（中略）顕著ナル出来事例セバ児童ノ脳貧血ニテ卒倒セシトカ或ハ重傷ヲ受け出血甚シキトカノ事実ナラバ意識明瞭ナリシモ当時ノ状況ハサシタル事モナキト見ヘスクハ追想セシムルニ苦心致候」と結んでいることは、結論ありきの調査ではなかったかとさえ疑わせる。なお、「年令三十才位」の「近所ノ人」は、事件当日S本人から「今日学校ニテT先生ヨリ耳ヲ引張ラレ且右頬ヲ数回タ、カレマシタカラ耳ガ痛イデス」（引用文中の加害教員の氏名はTに置き換えた）と聞いたと証言している⁽⁴⁴⁾。

27日には藤森視学が宇治小学校に出向いてTへの尋問・主治医への事情聴

(44) 高橋の調査書に先立って『京都日出新聞』1922年3月25日は同級生らの証言を掲載したうえで、「死因は何れにもせよTが体罰に出でたる責は十分免れ得ないと報じている（引用文中の加害教員の氏名はTに置き換えた）。

取を含め、S・T・主治医について調査をおこなった。

以上の調査を踏まえて最終的に3月31日付で藤森視学から若林資蔵京都府知事へ「復命書」をもって事件の顛末が報告された。「復命書」は、①藤森視学作成の取調復命書（稿末【資料2】）、②「事実経過報告書」(筒井郡長発長延連京都府内務部長宛、1922年3月30日)、③「状況報告」(前出郡視学発藤森視学宛、3月24日)、④「大正十一年三月二十八日高橋宇治校長調査書」(高橋校長発藤森視学宛)、⑤T作成の1921年度「尋常科第四学年い組学級経営案」、⑥Sの宇治小学校「個性調査簿」の6点の文書から成る。

文書③は前出郡視学による調査をまとめたもので、先に触れた高橋校長「報告書」およびT「始末書」もここに含まれている。文書②は前出郡視学と高橋校長による調査をもとに作成されたものだが、主治医とは別の医師に対して3月27日におこなわれた調査についての記述が付け加えられている(同医師によればSの死亡は殴打が原因とは断言できないが丹毒症によるものではないという)。筒井郡長の結論は、「全訓導カ厳シク訓誡シタルハ明カナル事ナルモ耳ヲ引張りタルコト及ヒ頬ヲ押シタル程度明カナラス又隣生ノ云フ処モ二十日余ヲ経過シタル今日トテ強ク意識ニ存セス彼是符号セサル点等多キモT訓導ガ児童訓誡ノ方法宜シキヲ得サリシハ奄フヘカラサル事実ト思料シ得ヘシ」というものであった。

文書②・文書③・文書④を総括したものが文書①である。文書⑤・文書⑥は参考資料として添付されたものであろう。文書①は藤森視学自身の調査も反映しており、Sの両親は主治医の説明に納得しておりTを告訴する考えを持っていないこと、学校付近の住民は学校側に同情する者が比較的多いこと、他方で「下層階級」の間では事件の拡大を喜ぶ向きがあること、などが明かされている。高橋校長がTを擁護していたのと対照的に、藤森視学は比較的中立であった。例えばTの取調べにおいて、TがSの耳を引っ張った旨を証言したのに続けて、Sが中耳炎にかかっていたことを指摘し、Tがそれを知らなかったと答えると、「君ハ児童個性調査ヲ為スト聴クガ病氣ノ有無等ニハ無頓着ナリシカ」と追及している。また、「(児童が教員の言うことを聞かな

かった場合にも——筆者註）飽ク迄児童ヲシテ過ヲ反省セシムルニ温和ナル方法ヲ採リ居レリ。決シテ身体的苦痛ヲ児童ニ与フルカ如キコトナシ」といったTの弁解に対しても冷静で、むしろSの同級生たちの証言から「大体Sカ教師ノ命ニ従ハサリシヨリT訓導カ之ニ体罰ヲ加ヘタルハ事実ニ近キカ如シ」と記す。文書①の結論は次のようなものであった。

T訓導ハ体罰ノ意志ニアラス、又程度ニ至リテモ軽微ナリト言明シ居ルニ過ギズ。一方Sノ周囲ニアリシ児童ニヨリテ聊当時T訓導カ相当体罰ヲ加ヘタルヲ推定シ得ルニ止マルノミ。

而シテ両医師ノ診断ハ異ナルモ体罰ノ結果死ヲ致セシコトヲ明言セサルハ両者揆ヲ一ニセリ。

以上ノ事実ノミニテハ此際T訓導ヲ処分スル上ニ聊証拠ノ不十分ナルヲ覺ヘシム。

ここまで宇治小学校事件の経緯を辿ってきた。各調査報告書から、体罰事件に対する学校・当局の態度として次の2点を指摘できる。第一に、現場に近いほど教員を擁護する姿勢が顕著であった。京都府視学の藤森はTの弁解を鵜呑みにせず相当の体罰があったと推定したのに対して、宇治郡長の筒井は厳しい「訓誡」があったことは確かだが程度は不明という立場であった。校長の高橋に至ってはTの弁解に続けてTを将来見込みある人物と評価する記述を加え、さらに児童らの証言が曖昧で一致しないのをたいした体罰がなかったことの証拠と解釈した。もっとも、三者とも藤森の処分に消極的であったことには注意せねばならない。さらに重要なこととして第二に、Sの死亡の原因がTによる体罰にあるか否かが問題の焦点となっており、体罰自体はほとんど問題視されていない。このことは藤森視学の復命書に強く表れている。藤森は体罰の存在を推定しておきながらTを処分するには証拠が不十分と結論した。その直接の根拠は、体罰と死亡との因果関係が明らかでないとするものであった。

以上、明治期・大正期の体罰事件を検討した。本節で取り上げた事件はごく限られておりさらなる事例発掘による裏づけが必要であるが、当時の学校で体罰が常用されたことは間違いない。明治期に体罰事件に関する新聞記事が意外なほど少ないのは体罰が日常的であったためと思われる。ところが大正期に入ると状況が変わる。児童・父兄は最早体罰を前に黙ってばかりではなくなった。彼らは行き過ぎた体罰に対してははっきりと声を上げ、新聞にもしばしば取り上げられた。もっとも、教育界ないし学校・当局は依然体罰を容認しており、教員を告発した被害者の側がかえって教員・児童関係を壊すものとして批判されることもあった。

ではこれらの背景にはどのような思想があったのであろうか。次節では明治期・大正期の体罰論を考察する。

4 体罰論の展開

(1) 明治期

体罰が現実の小学校で日常的におこなわれたことはおそらく疑いようがないが、体罰禁止規定は当初から空文として創出されたわけではない。先行研究が指摘するように、文部省刊行誌（『文部省雑誌』・『教育雑誌』）では1870年代から外国の体罰否定論が翻訳・紹介されており⁽⁴⁵⁾、体罰によらない学校教育への文部省の志向が見て取れる。文部省出仕としてアメリカに留学した経歴を持つ伊沢修二もまた、『学校管理法』（1882年）の中で教員による体罰を否定している⁽⁴⁶⁾。しかし、その後の体罰論の展開はこれとは違う方向へ向かう。

(45) 江森前掲『体罰の社会史』240-244頁。ただし、同書の史料読解に修正が必要であることが竹中暉雄氏によって厳しく指摘されている（竹中前掲『困われた学校——1900年』90-95頁）。

(46) 伊沢修二『学校管理法』（丸善商社書店、1882年）140-142頁。なお、伊沢が教員の体罰を否定する論拠は、教員が「生徒ヲ訓戒スルノ権アルモ其身体ヲ保衛スルノ責ニ任スヘキモノニ非ス」というものであった。すなわち親による体罰については、「其子ノ身体ヲ保衛スルノ義務アレハ之ニ責罰ヲ加ヘルノ権利モアルヘシ」と肯定する。

金港堂編『学校管理法』（林吾一執筆）（1889年）⁽⁴⁷⁾は体罰を非ではないが不要とする。すなわち、「人ノ幼稚ナル間ハ、道理ノ弁別ナクシテ、稍々動物ニ均シク、専ラ感覚ノ作用ニ由テ、動作スル者ナレバ、場合ニ因リ之ヲ訓練スルニ、鞭撻ヲ用ヒルハ、至当ノ方法」であるため体罰は有用であるが、「善ク馬ヲ馭スル者ハ、其心ヲ馭シテ其形ヲ馭セザルガ故ニ、鞭撻ヲ要セザルモ、進退意ノママニ是レ従フナリ、況ンヤ、人ハ縦ヒ幼稚ナリト雖、内ニハ道理ノ萌芽ヲ具ヘ、且之ニ訴フルニ言語ノ便アレバ、必ズシモ鞭撻ヲ要」しないという。動物のアナロジーによって体罰の是非・要否を論じている点が注目される。要するに、体罰を不要とする趣旨は子どもの人格への配慮などではなく、子どもを「善く馭する」ためであった。林吾一は東京師範学校中教師範科を卒業、同書執筆までに宮城中学校長・静岡師範学校長等を務めた教育者で、その後も愛媛師範学校長・東京女子師範学校長等を歴任して生涯に亘って教育に携わった⁽⁴⁸⁾。このような人物が体罰を明確に否定しなかったことはその後の体罰論の雲行きを暗示しているようである。実際、教育者を中心に体罰肯定論が続出することになる。

まず、戦前期の代表的な教育雑誌である『教育時論』⁽⁴⁹⁾を見てみよう。同誌には西隠生「日本の小学に体罰の必要なきハ寧ろ之を悲むべし」(1890年)⁽⁵⁰⁾を皮切りに体罰に関する論説が散見された。そしてその多くは体罰肯定論であった。

(47) 金港堂編『学校管理法』（金港堂、1889年）139-140頁。

(48) 人事興信所編『人事興信録（第2版）』（人事興信所、1908年）159頁、「故林吾一君官歴」（『教育界』9巻9号、1910年）。

(49) 『教育時論』は1885年に開発社が教育界の世論形成の母体とすべく創刊した。同誌の記事傾向やその背景については、海原徹「中央教育界」（本山幸彦編『明治教育世論の研究』下巻（福村出版、1972年））、樽松かほるほか「民間教育雑誌の成立に関する一断面（上）・（下）」（『桜美林論集 一般教育篇』15号、16号、1988-89年）を参照。

(50) 西隠生「日本の小学に体罰の必要なきハ寧ろ之を悲むべし」（『教育時論』175号、1890年）。タイトルから明らかなように西隠生は体罰肯定論者だが、論説の主題は義務教育の不徹底に対する批判にある。すなわち、ポストンでは就学強制が励行されているために「悪児童」の入学を免れず、彼らに「秩序に従ふの風習」を習得させるために体罰が不可欠であるのに対して、日本では「悪児童」が学校に行かないため体罰が必要とされないがこれは悲しまざるを得ない事態である、という内容である。

体罰肯定は『教育時論』を発行する開発社自身の見解でもある。社説「体罰を論ず」(1897年)⁽⁵¹⁾は、体罰は人文の進歩とともに廃止されるべきものであるが、現実には「最後の方便」として不可欠であると主張した。もし体罰なく教育ができているとすれば、その教員が教育について顧みない「禄仕的教育者」であるか、生徒が不活発・無胆力であるかのいずれかであり、それは日本の将来のためにはむしろ望ましくない状況であるという。

繰り返しになるが学校体罰は若干の空白期(第3次教育令期・第1次小学校令期)を除いて法令で禁止されている。教育界では体罰禁止規定が周知されていなかったのであろうか。体罰禁止規定に「気付かず」寄稿された記事(山本良吉「体罰論」(1897年))⁽⁵²⁾も確かに見受けられるが、多くの教育者たちは体罰禁止規定を認識したうえでそれでも体罰を肯定した。例えば柴田謙吉「小学校令第四十七条につきて卑見を述ぶ」(1900年)⁽⁵³⁾は、「教育は罰を用ひずして為すこと能はざるは、経験の吾人に示す所なり」と述べて、小学校令の体罰禁止規定を「教育と法令との衝突を来たし、教育上の効果は、法文のために半ば減殺せらるゝに至るべし」と否定的に評価した。また、小学校令により体罰は禁止されているとしつつも体罰の有効性は是認する記事として、豊岡茂夫「小学校長及教員の懲戒権を論ず」(1901年)、河村竹三郎「小学教師の法律上の地位」(1908年)などが挙げられる⁽⁵⁴⁾。

(51) 「体罰を論ず」(『教育時論』430号, 1897年)。

(52) 山本良吉「体罰論」(『教育時論』430号, 1897年)。同記事の冒頭には「山本氏の体罰論、体罰は小学校令に之を禁止せるに気付かず草せしもの。しかも之を体罰に対する一種の論として見る価値あるべし」との注意書きがある。

(53) 柴田前掲「小学校令第四十七条につきて卑見を述ぶ」。柴田の見解に対しては、青木鑑吉が「余は教育上絶対に、体罰を施す能はずと思ふ」と反論した(青木鑑吉「小学校令第四十七条につきて敢て柴田氏に質す」(『教育時論』560号, 1900年))が、『教育時論』掲載記事の主流が体罰に寛容な立場であったことはすでに述べた通りである。

(54) 豊岡茂夫「小学校長及教員の懲戒権を論ず」(『教育時論』592号, 1901年)、河村竹三郎「小学教師の法律上の地位(上)」(『教育時論』840号, 1908年)。豊岡の論説の主題は留置・居残が体罰にあたるか否か、また小学校令第47条に違反した教員にはいかなる責任が生じるかを法的に論じるものである。同論説が掲載されたのち、藤井淡海・青木林蔵・堤虎造との間で議論が沸騰した(藤井淡海「小学校長及教員の懲戒権を論ずを読む」(『教育時論』594号, 1901年)、青木林蔵「豊岡茂夫君に質す」(『教育時論』595号, 1901年)、堤虎造「小学校長及教員の懲戒権を論ず并に其の駁論に就て」(『教育時論』596号,

さらに、体罰の必要性を積極的に主張する以下のような記事もあった。峰間鹿水「禁体罰と学校騒動との関係」(1910年)⁽⁵⁵⁾は、当時中等教育で問題となっていた「学校騒動」⁽⁵⁶⁾に言及し、その原因が小学校における体罰禁止にあると論じる。主張の骨子は、教員は多数の児童を預かっており、中には「遺伝境遇の悪性」・「甚しき盗癖」を持つ児童もいるため、体罰なくしては教育目的を達成できないというものであった。こうして小学校令の体罰禁止規定の撤廃を、親の懲戒権と比較しつつ次のように訴える。

あゝ、愚なる立法者よ、父母は骨肉の親ありて、且之を扶養しつゝあり、しかも其の二三子女の教育のためにも我が民法は積極的に其の適當なる懲戒権を認定せり。然るに骨肉の親なく、扶養の恩なき小学教員が数十数百の児童を預りて、奈何ぞ能く体罰を用ふるなくして、学校騒動の卵子を芟除しえんや

同じ論説の中で峰間は、かつて自身が茨城県の小学校教員であったときに同志とともに旧小学校令（第2次小学校令）第63条の撤廃を同県の教育会から当局へ建議したことを打ち明けている⁽⁵⁷⁾。

荒川五郎「殴打は必しも体罰にあらず」(1910年)⁽⁵⁸⁾の主張は、「殴打の多

1901年)、豊岡「小学校教員の懲戒権に対する反駁に答ふ(上)・(下)」(『教育時論』605号、606号、1902年)、堤「教員懲戒権の誤解を解く」(『教育時論』612号、1902年)。当時の教育者の法的素養の程度を探る素材にはなるが、本稿の関心からは法律論上見るべきものがないので論争の詳細は割愛する。

(55) 峰間鹿水「禁体罰と学校騒動との関係」(『教育時論』910号、1910年)。

(56) 「学校騒動」とは、明治20年代初頭から明治末年にかけて中学校・師範学校を始めとする諸学校において、多くは教員・生徒間の衝突を契機として発生した教員罷免要求や同盟休校などの紛擾事件のこと。学校騒動の様相・社会的背景については、寺崎昌男「明治学校史の一断面」(『日本の教育史学』14集、1971年)、太田拓紀「明治後期中学校における学校紛擾と学校文化の変容」(『ソシオロジ』63巻2号、2018年)を参照。

(57) 加えて横山健堂編『峰間鹿水伝』(1933年)には、江東小学校事件に際して加害教員の後援をおこなったほか、1916年に次期首相と目された寺内正毅朝鮮総督と面会して体罰禁止規定の撤廃を訴えたとの記述がある(横山健堂編『峰間鹿水伝』(峰間氏還暦祝賀会記念刊行会、1933年)81頁以下、257頁以下)。

(58) 荒川五郎「殴打は必しも体罰にあらず」(『教育時論』912号、1910年)。

くの場合は、是れ多くは体罰にあらずして、教誨の一種の手段方法なりと信ず」と過激である。同論説は「小学校令第四十七条の但書にある体罰とは如何なる意義なるか」との文言から始まっており、やはり体罰禁止規定を認識したうえでの体罰肯定論である。荒川によれば殴打が体罰にあたるのは「其科罰たることを宣言して、而る後殴打する」ような場合に限られる。要するに、体罰にあたるか否かは教員の意思にかかっており、一時の激情に駆られて殴打しただけでは体罰にならないことになる。そればかりか荒川は「斯くまでにしても児童を人らしく育てあげんとする教師の深切、如何に感謝すべきことならずや、予はかかる熱心の教師を切望す」と賞揚した。あまりにも大胆な荒川の見解はもちろん当時においても少数説であるが、『教育時論』はこれを「名誉ある荒川代議士が我國民を代表して、其体罰觀を發表せられたるを感謝せざるを得ず」⁽⁵⁹⁾と歓迎した。なお、荒川は小学校訓導・校長を務めた経歴を持つ衆議院議員であった⁽⁶⁰⁾。

水谷越舟「体罰を論ず」(1910年)⁽⁶¹⁾は、現行小学校令下では「放縦粗暴にして到底教育的發達の見込無き児童」に対する処置は出席停止(第38条)しかないが、この場合の出席停止はいわば「衆童の爲めに頑童一名を犠牲に供する」ものであり、体罰を加えて改善させるほうが良策とする。そこで水谷は「四十七条の但書を削除して欲しい」と体罰禁止規定の削除を求める。

以上、『教育時論』誌上の体罰論を概観した。体罰をめぐる立場には、①体罰の必要性・有用性を積極的に主張する体罰肯定論、②体罰の必要性・有用性を認めつつも小学校令に体罰禁止規定があるため許されないとする消極的否定論、③小学校令の体罰禁止規定を待たず体罰の必要性・有用性を認めない積極的否定論の3つがあった。しかし、その分布には偏りがあり、②・③の体罰否定論も確かに見られたが、多数説は①の体罰肯定論であった。

この傾向は明治期に一般に見られるものであり、体罰を肯定するのは『教

(59) 「荒川君の体罰論」(『教育時論』912号、1910年)45頁。

(60) 人事興信所編『人事興信録(第4版)』(人事興信所、1915年)あ50頁。

(61) 水谷越舟「体罰を論ず」(『教育時論』913号、1910年)。

育時論』に登場する論者だけではなく、肯定される体罰は学校におけるそれに限られなかった。いくつか取り上げて確認してみよう。

松山伝十郎（帝国教育会評議員・東京市教育会評議員）『小学校令の原理及評釈』（1900年）⁶²は体罰禁止規定（第3次小学校令第47条）について、「本条の精神は（中略）体罰は畜に身体の発達を妨ぐるのみならず、威迫して成功を期するは教育の本旨にあらざるを以てこれを加ふことを許さず、といふにあり」と的確にその趣旨を説明するが、すぐさま続けて「到底普通の手段に於て感化し得られざる悪児童に対しては、時に体罰の止むべからざるものあり。而も是等の用捨は教師の常識に依りて判断し得らるべきものなれば、寧ろかゝる制条を設けざるを可なりとす」と述べ、体罰禁止規定そのものを批判する。

教歴を有する衆議院議員である三土忠造はより広く体罰を認める。彼は『教育百言』（1910年）⁶³の中で、小学校令中の体罰禁止規定はアメリカからの「鵜呑みの直輸入」であって日本の人情風俗に適合しないと断じたうえで、「児童は未だ一人の人間にあらず、良心の発達不十分なるが故に、苛責訓戒などには、科罰の目的を達せざる場合多し」として、人道的立場からの体罰否定論を一蹴する。そして「児童の教育上、或場合に於て、体罰の頗る必要にして、禁止論者の憂ふるが如き弊害の伴ふものにあらざるを信ず」と論じるのであった。「忿怒の情」に駆られて体罰を加えることや、体罰によって児童の反感を買うことが不当である旨を付言してはいるが、年齢や方法によって体罰を制限しようとする姿勢はそこにはない。小学校令の体罰禁止規定に盾突く体罰肯定論が『教育時論』誌上だけのものではないことはここからも確認

⁶² 松山伝十郎『小学校令の原理及評釈』（金昌堂、1900年）46-47頁。

⁶³ 三土忠造『教育百言』（富山房、1910年）181-183頁。三土は香川県で小学校教員を務めたのち、上京して1897年東京高等師範学校を卒業。留学を経て同校教諭等を歴任、1908年に衆議院議員に当選し政界に入る。田中義一内閣では文部大臣（高橋是清蔵相の辞任後は大蔵大臣）、犬養毅内閣では通信大臣、斎藤実内閣では鉄道大臣、戦後幣原内閣で内務大臣に任ぜられた（人事興信所編『人事興信録（第8版）』（人事興信所、1928年）ミ24頁、西村紀三郎「三土忠造」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第13巻（吉川弘文館、1992年）372頁））。

できる。

体罰が実際におこなわれていたことの証言も事欠かない。三浦藤作『田舎教師の手記』(1928年)⁽⁶⁴⁾は1906年頃の愛知県のとある小学校の一齣を伝える。三浦が「まだ二十歳になつたばかり」のことである。

訓練といふことは、児童を型にはめて、小さい大人を作ることのやうに心得て居た多くの教師達から、此の学校の児童は毎日可なり苛酷な体罰を受けた。自分も亦其の体罰を課した教師の一人であつた。外の教師ほど甚だしくはないにしても——。体罰は殆ど公認せられて居た。前校長などは、時々若い教師に向つて、

「この児童のやうに乱暴な行儀の悪い奴等はない。うんと嚴重に躰けをしてくれ給へ。怪我さへさせなければいくら殴つても差支へない。どうせ家庭では始終殴られて居るのだから……。」
と公言して居た⁽⁶⁵⁾。

江戸期の寺子屋との連続性を窺わせる証言もある⁽⁶⁶⁾。樋口杏齋は維新前に

(64) 三浦藤作『田舎教師の手記』上巻(秀山堂文庫, 1928年)119-120頁。

(65) 三浦は自身の体罰について、「自分ながら浅間しく思つた。これでは修身教授も何もあつたものでない。本気になつて児童をいぢめて居るのだ。伸々とした児童を五六十人も同じ部屋に入れ、恣うした無理無体な高压手段を取り、児童をじつと静座せしめて置いて、何を話し、何を教へた所で、それがどれだけ其の児童の爲めになるであらう」と自己嫌悪感を滲ませている(同前121-122頁)。

(66) 寺子屋における懲戒については専論に委ねるほかないが、第2節で引用した生駒恭人『学校管理法』(1884年)のように、体罰がしばしばおこなわれたことを伝える記述は多い。また、大日本教育会に設けられた「維新前東京市私立小学校教育法及ヒ維持法取調委員」(1891年設置。委員長は杉浦重剛)は「旧家ノ伝説」や「故老ノ談話」に取材して「寺子屋即チ私立小学校」における体罰の實際を次のように論じた(大日本教育会事務所編『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』(大日本教育会事務所, 1892年)34頁)。

罰ノ種類ハ概ネ左ノ如シ
叱責及ヒ説諭
起立或ハ机上ニ坐セシムル等
拘留(留ルト唱へ、多ク双紙等ヲ習ハシム)

自宅で家塾「敬義齋」を開き村民子弟に習字・読み書き・算盤等を授けたが、1874年に榑淵小学校（現・徳島県）が創立すると退職まで同校に勤務した。以下は教え子の喜田貞吉（東北帝国大学講師）らによる記述である。

先生の生徒に対する、亦実に寺子屋のお師匠様と弟子との関係其のまゝであつた。随つて是も寺子屋時代の習慣のまゝに、小学校になつても折々生徒に対して体罰を課せられたものだつた。竹篋が先生の机の脇に備へ付けられて、怠け者や悪戯者の股を出させて之を弾く。或は蛤の貝を親指と人指指とに当てがつて太股を抓る。先生があゝの片眼の顔を嚙めて、「股出せツ」と怒鳴り付けられると、どんな生徒でも縮み上つたものであつた⁽⁶⁷⁾。

親による体罰についてはどうか。小学校訓導・師範学校履教師などの職歴を有する高島平三郎⁽⁶⁸⁾は『教育漫筆』（1903年）⁽⁶⁹⁾の中で、「我が政府は、学校児童の体罰を禁ぜり。体罰なくして管理し得る少国民の未来は喜ぶべきか、將た憂ふべきか」と前置きしたうえで、「余等は、決して体罰をすすむる者にあらず」としつつも、「家庭に於て、若し体罰を加へんとせば、其の罰すべき行為を敢てせし瞬間に、耳を引くべし。若しくは、臀部を打撃すべし、決し

鞭答、（束縛モアリ）、甚シキ者ハ退学セシム

以上ノ内、鞭答等即チ体罰ヲ加ヘシ状態ノ一ニヲ述ベンニ、以蒲鞭、罰之トノ意ニ出デンヤ扇子ヲ包ムニ厚紙ヲ以テシ、其撻ツヤ大ナル音ヲ発スルモ其疼痛ハ甚シク感ゼザル等ノ具ヲ製シ、往々之ヲ以テ生徒ヲ罰セシト云フ、又カノ机上ニ坐シテ右手線香ヲ把リ、左手茶碗（水ヲ盛リタルニテ水溢レハ尚ホ罰アリ）ヲ持セシメタリト云フガ如キハ稀ニハ之アリシナルベシ、而シテ其甚シキハ束縛シテ柱ニ繫ギシトハ事実之アリシナリ、此事今日ヨリ之ヲ觀レハ甚タ怪ムベシト雖當時其父兄タルモノ却斯クモ嚴酷ニナスヲ稱揚セシト云フ

(67) 敬義会編『杏齋樋口先生伝』（敬義会、1933年）26-27頁。続けて同書は「併し先生の体罰は実は涙の体罰で、悔悟改悛すれば後にはよくいたはつて下さる」と述べている。

喜田の生まれが明治4年5月であることから、1880年前後についての記述と推測される。

(68) 高島の履歴については、「高島先生年譜」（丸山鶴吉編『高島先生教育報国六十年』（高島先生教育報国六十年記念会、1940年）1-25頁）を参照。

(69) 高島平三郎『教育漫筆』（元々堂書房、1903年）36頁。

て、頭をたゝくなかれ。決して背をうち、或は抓る可らず」と、体罰の具体的な方法を説く。高島によれば「元来児童の自然的経過よりいふも幼児は動物的時期」であるため、幼児期は体罰が「大に必要」とされた。なお、高島は「法規は破る可らず。余等は、唯家庭及び家塾的教育に於ては、体罰を要するほどの腕白ものを望むものなり」と付言している。このように、高島は体罰を加える時期およびその方法を限定しているとは言え、体罰の必要性をはっきりと認めていた。ただし、「法規は破る可からず」とする点で先の分類のうち②消極的体罰否定論にあたる。しかし、これはあくまで教員の懲戒権を念頭に置いた分類であった。つまり、消極的否定論は体罰禁止規定の枷が外れれば容易に体罰肯定論へ転化するものであった。実際、家庭について論じるとき、高島は間違いなく体罰肯定論者であった⁽⁷⁰⁾。

斎藤鹿三郎『女子補習子女教育法』(1906年)⁽⁷¹⁾は「教育の仕事の一端を世の父母殊に将来母となる所の若き女子に紹介」することを目的に著された教育書である。同書は体罰の必要性について、「体罰は頻頻と行ふときは小供の廉恥心を消耗せしむる恐がある故に父母はよく小供の過失の輕重を考へ、真に之れを懲らすの必要あるときのみ体罰を用ふるがよろしい」と述べ、また「体罰は決して他人の前に於て加へてはならぬ」と述べるなど、方法についても注意を促すところがある。あくまで最後の手段として限定的に行使するものという前提ではあるが、やはり家庭における体罰を肯定する立場と言える。

大村仁太郎は東京外国語学校助教授・学習院教授などを務めた教育者・ドイツ語学者であり、エレン・ケイ (Ellen Key) の『児童の世紀 (Barnets år humdrade)』(1900年)を、ドイツ語訳版をもとに抄訳したことで知られる人物である。しかし、「世の母親たる人のために、子供に諸ろの美德を養成する

(70) 関連して、高島は1908年10月におこなわれた日本児童研究会総会での講演の中で次のようなことを述べている。幼児は「非社会的動物」同様の存在であり、習慣によって行為を支配しなければならない。やがて「社会的の情」・「道徳的意識」が芽生え、行為の動機は習慣性のみでなくなるが、小学時代には制裁の有無で服従する傾向があるので、「少々圧制的でも社会上必要と認むる事はドシタタ行はして、習慣性とせしめねばならん」と(高島平三郎「児童道徳意識の発達」(『教育時論』848号、1908年))。

(71) 斎藤鹿三郎編『女子補修子女教育法』(同文館、1906年) 42-43頁。

教育的手段を述べた」という彼自身の著作『家庭教師としての母』(1905年)⁽⁷²⁾は、「体罰は教育上欠くべからざる一手段なり」とする立場であった。同書は打擲の是非には議論があるとしつつも、「譴責を加へて其の効を奏せざるものが、体罰によつて目的を果す場合は、吾々の常に実見する所であります。殊に幼稚なる子供にありては、如何に母が呶々の弁を費すとも、彼には之を理解するだけの能力がありません故、此の場合に於ては、体罰によつて苦痛を感じしむるより外に、施すべき手段がないのであります」と述べる。補充的手段という位置づけではあるが、実際に体罰をおこなう際には十分苦痛を感じさせるべきことを滔々と説く。

仏教運動家でやはり教歴を有する高島米峰は「体罰復興論」を展開した⁽⁷³⁾。米峰もまた体罰禁止規定が舶来の異物に過ぎないとして体罰の必要性を説く。

独り日本は、国民多数の意向を問ひたることなく、たゞ少数の政府者が、(体罰を——筆者註) 否として廃したる国の真似をして、チヨイとこれを廃して見たるまでの事にして、それが教育上に及ぼす利弊や、如何に国民の意気に影響するかなどといふことは、余り考へずにやつた仕事なるが如し、誠に以て不都合千万ならずや。(中略) 日本現下の国状は、諸種の方面より考察して、体罰は、実に非常に必要なるなり⁽⁷⁴⁾

物の道理を心得ない者や道理に反したことを平気でおこなう者を合理的に処置するには「殴らざるべからず」というのがその理由であった。体罰復興論の背景となっていたのは米峰自身の経験にあった。

僕が幼時の記憶を辿るに、今も尚極めて確に想ひ浮べ得ることは、父に依つて、厳しく体罰を加へられたる事なり。(中略) その時のつらさ痛さ

(72) 大村仁太郎『家庭教師としての母』(同文館, 1905年) 210-219頁。

(73) 高島米峰『悪戦』(丙午出版社, 1911年) 145頁以下。

(74) 同前149頁。

は、今も尚忘るゝこと能はざると共に、その時僕の為したる事柄の、決して善事ならざること、亦忘ること能はざるなり。

それ此の如く、幼時に於ける体罰、その体罰の苦痛と共に、骨身にこたへし活教訓は、爾後二十年三十年を経て、しかも尚依然として活躍しつつあり。恐らくはこの道徳的意識は、永久に活躍するものならむ。若し果して、然らば、体罰の効、亦偉なりといふべきにあらずや⁽⁷⁵⁾

以上のように、家庭における体罰は学校におけるそれにもましてこの時期肯定論が圧倒的であった。

とは言え、体罰否定論が皆無であったわけではない。20世紀初頭の〈子どもの権利〉思想を牽引したエレン・ケイ『児童の権利』である。先に登場した大村仁太郎による抄訳『二十世紀は児童の世界』(1906年)⁽⁷⁶⁾は次のようにはっきりと体罰を否定している。

これ等の野蛮なる懲戒法(「打擲の如き体罰」——筆者註)は、教育以外の他の方面に於ては、既に久しく其の跡を絶つて居る。法律上の犯罪者に対してすら、笞杖や拷問はすでに廃せられて居るではないか。さるにも拘らず、独り児童の教育に於てのみ之を改められぬと云ふ理由が何処にあらう。(中略) 思へ、かの動物と雖も、其の或る物に至つては、少しも鞭撻などを要せずして、立派に之を馴致することが出来るものであるを。動物にして既に然り、況や万物の靈長たる人間に於てをや⁽⁷⁷⁾。

加えて同書は、体罰がかえって子どもに害を及ぼすことを強調している。

之を要するに体罰は非教育的の甚だしいものである、之を用ひて恥とせ

(75) 同前156頁。

(76) エレン・ケイ(大村仁太郎解説)『二十世紀は児童の世界』(精華書院、1906年)。

(77) 同前98-99頁。

ぬのは、似非教育者のことである。(中略) 斯の如き残酷なる処置は、たゞ児童精神の微妙なる作用と感じ易き情緒とを破壊し、之を錯乱するのみで、教育の凡ての計画は之が為めに最も大なる障碍を蒙るのである。

真の教育を為さんとすれば、児童が三歳に達した後は、断じて打擲などを用ひぬ覚悟でなければならぬ。寧ろ児童が生れると同時に、彼れが教育には、決して打擲を用ひまいとの決心を持するのが最も安全である⁽⁷⁸⁾。

また、岡山孤児院はすでに体罰の放棄を実践していた。小野謙次郎『岡山孤児院』(1908年)⁽⁷⁹⁾によれば、とあるアメリカ人との会話がきっかけであったらしい。

先年一米人本院に來り、彼国の馬が我國の馬に比して非常に柔順なるは、彼国に於ては法律を以て馬を鞭つことを禁じ、之を犯す者は飼主と雖も若干の科料を課せらるゝに由ることを語る。此話に感じて本院は非体罰主義を採用せり(句読点筆者)。

同書は「世上、動物虐待防止の声、盛んなるとき、非体罰主義必ずしも珍奇なりと謂はず、されど二十年間之を實行し來れるもの亦、偉とせざるべからざらんや」と誇らしげである。石井十次院長は『岡山孤児院新報』に寄稿して、犬や馬ですら撫育によって良犬馬となるのであり、妄りに体罰を加えればかえって反抗の氣質を助長するので妥当でないと述べている⁽⁸⁰⁾。別の記事で石井は、子どもは大人の一挙一動に影響されて行動する精良な写真版であると論じており⁽⁸¹⁾、暴力を行使する姿を子どもに見せるのは石井の養育方針

八一

(78) 同前102-103頁。引用文中「児童が三歳に達した後は」とあるのは、3歳以上の子どもに体罰を加える弊害は特に大きいとする趣旨(「三歳以上の児童に対してなほ打擲を与ふる時は、優勢なる倫理的教育法は、勢ひ之が為めに退縮してしまふ」(同前109頁))であって、3歳未満の子どもについて体罰の必要性を認める記述があるわけではない。

(79) 小野謙次郎『岡山孤児院』(岡山孤児院, 1908年) 57-58頁。

(80) 石井十次「体罰の事に就て」(『岡山孤児院新報』44号, 1900年) 2頁。

(81) 石井十次「子供は言ふ様にせず為る様にする」(『岡山孤児院新報』43号, 1900年) 1頁。

に沿うものではなかったのであろう。もっとも石井は、時には体罰が必要な場合があるとしたうえで、「我岡山孤児院にては何人といへども院長の許可なくしては体罰を加ふべからずとの法律あり」とも述べている⁽⁸²⁾。院長の許可があれば体罰をおこなうことはできるが行使されることはなかった、というのが実際のところと思われる。

その他、高橋喜代太(埼玉県視学)『小学校令要義』(1900年)、小泉又一(東京高等師範学校教授)『小学校管理法』(1905年)などにもわずかながら体罰を否定する記述がある⁽⁸³⁾。

これらは体罰肯定論の前では小さな流れではあったが、大正期へと確かに連なっていた。

(2) 大正期

エレン・ケイ『児童の世紀』が体罰を否定したことは先述の通りであるが、同書は大村訳本に加えて大正期には山田わか・原田実が翻訳し⁽⁸⁴⁾、「新中間層」⁽⁸⁵⁾に広く受容された。また、体罰肯定論者であったはずの高島平三郎が1912年6月15日に開催された大日本婦人協会総会での講演では「体罰の中でも子供を痛めるのは絶体的に廃し若し強いて行ふとなれば暗い処に入れると

82) 石井前掲「体罰の事に就て」2頁。

83) 高橋は「或ル場合ニ於テハ児童ノ懲戒ガ教育上効果アルコト少カラザルハ今更論弁ヲ要セザル所ニシテ体罰ガ如何ニ児童心身ノ発達ニ害アルカモ亦タ別ニ説明ヲ要セザルベシ」と論じる(高橋喜代太『小学校令要義』(公論社, 1900年)59頁)。小泉もまた、「体罰は児童の反情を誘起するのみならず、往不測の害を惹起する」と体罰の有害性を主張した(小泉又一『小学校管理法』(大日本図書, 1905年)93頁)。

84) 山田わか訳「児童の世紀」(『青鞥』5巻7月号, 6巻1号, 2号, 1915-16年)、原田実訳『児童の世紀』(大同書店, 1916年)。また、1922年には大村訳本が『子供の世紀』と改題のうえ刊行されている(大村仁太郎訳『子供の世紀』(同文館, 1922年))。『児童の世紀』の受容状況については岡部美香「子ども—大人関係研究序説」(『人間科学研究』2巻, 2000年)および同「日本における『児童の世紀』の受容状況(1)」(『教育新世界』49号, 2001年)を参照。

85) 寺出浩司氏の整理によれば、①頭脳労働という労働形態、②俸給という所得形態、③資本家と労働者の中間に存在するという社会階級上の位置、④生活水準の中位性の諸点を特徴とする社会階層のこと(寺出浩司「大正期における職員層生活の展開」(『生活学』7号, 1982年)35-36頁)。

云ふ様な事なりとも取るがよい」⁽⁸⁶⁾と述べた。これらに象徴されるかのように、大正期には明治期に比べて体罰否定論が目立つようになる。いくつか取り上げてみよう。

渋谷徳三郎は、第2節で引用した『改正小学校法規要義』(1907年)では体罰禁止規定の解釈に止まったが、『教育行政上の実際問題』(1922年)⁽⁸⁷⁾では「吾人は立法論としても絶対的に体罰の必要を認めざるのみならず、小学校長及び教員に認められたる児童の正当の懲戒権すら成るべく是を行使せざるを可とし、又是を行使せざらんことを希望するものなり」と、体罰否定の立場を明確にした。もっとも、続けて「然れども児童の父兄、保護者及び一般社会の人々には、小学校教員に対し常に深甚なる同情を表し其の行動殊に偶然の過失等に関して是を寛大に看過し、認容せんことを希望せざるを得ず」と述べるあたり、渋谷は教育行政官僚であった。

長崎県師範学校教諭の美島近一郎は、日本における体罰の横行を「西洋かぶれ」ないし「独逸に行はるゝ体罰を崇拜したため」⁽⁸⁸⁾と推測する。高島米峰や三土忠造が体罰禁止規定を舶来の遺物として批判したのと正反対をなしていて興味深い。このことから察せられる通り美島は体罰否定論者である。美島によれば、その直接の根拠は小学校令中の体罰禁止規定であるが、「体罰ではないと普通には考へられた行為も医学上より見て心身の發育を害するが如き事があれば即ち体罰となるのである」⁽⁸⁹⁾として体罰概念を広く捉え、また「校長及教員は教育上必要と認むる時法令に認めて居るからとて懲戒をなして児童の心身及び国民教育の目的を阻害する如き事は決して無い様にせねばならん、即ち小学校令の第一条に背反するが如き事は決して無い様にせねばならん」⁽⁹⁰⁾と懲戒権の範囲を限定的に捉えていることから、従前の消極的

(86) 『読売新聞』1912年6月16日。

(87) 渋谷徳三郎『教育行政上の実際問題』(敬文館, 1922年)105頁。

(88) 美島長崎県師範学校教諭「小学校児童の体罰及懲戒」(長崎県西彼杵郡教育会編『小学校長講習会講演録』(長崎県西彼杵郡教育会, 1918年))195頁。

(89) 同前196頁。

(90) 同前197頁。(第3次)小学校令第1条の文言は以下の通り。

否定論とは一線を画すと言える。実際、体罰の必要性・有用性を喧伝する記述は見られない。「医学上より見て」と専門知に耳を傾けている点も注目される。「教育者は体罰又は懲戒を加へざるも教育し得るに至る迄になす可きなり」⁽⁹¹⁾というのが美島の結論である。その背景にあるのは「児童の自尊心を認めて懲罰は教育上理性的に考へてやらねばならん」⁽⁹²⁾とする姿勢であった。ただし、美島の射程はあくまで学校教育に限られている。「小学校長及教員の懲戒権の中には体罰は一切含まれ居らぬ、親権者の懲戒中には之れが含まる、から教育者の懲戒権と親権者の懲戒権とは範囲が異なるので^(ママ)である」⁽⁹³⁾と述べているように、家庭における体罰には肯定的であった。

石黒あさ『自覚主義の教育』(1919年)⁽⁹⁴⁾も同じく教員(愛知県立第二高等女学校・愛知県女子師範学校教諭)の立場から体罰の放棄を唱道する。同書は「私は絶対に幼児と雖も体罰は用ひたくない」と高らかに宣言する。体罰を許さない根拠は次の通りである。すなわち、「中流以下の家庭」において現状体罰がしばしばおこなわれているが、それはただ「国民の教育上の知識が低級だから」であり、しかも社会は教員を父母と同一とは認めていない。教員による体罰を見るに、「多くは忿怒の破裂にして無定見であつて、父母に於けるが如き温情は少しも味はれ」ない、と。加えて、「無暗に体罰を用ひれば、習慣となりてたゞ痛いと感じるのみで何等精神上に影響を及ぼさなくなるのである」と、体罰が子どもに悪影響をもたらすことを指摘する。「鳥獣ですら技芸をならはせるには、温和を以て導かなければ馴らすことは出来ないとのことである。殊に馬の如きも、体罰を以てすれば、暴れ馬になるといふことで、其の証拠には、日本人が馬を飼ふとよく殴打するので不従順な馬となるが、支那人は決して殴つたり打つたりすることをしないからして、馬が

第1条 小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

(91) 同前200頁。

(92) 同前197頁。

(93) 同前194頁。

(94) 石黒あさ『自覚主義の教育』(開発社, 1919年) 247-256頁。

従順であるといふことであるが、動物すら此の如くであるのに、人間に於ては勿論体罰は教育的ではない」と述べるのは、一見子どもを動物と同列に位置づける立場にあるかのように思われるが、ここで動物はあくまで人間との対比として持ち出されている。続けて「体罰は権利を重んぜず、人格を無視した手段であつて、児童の自尊心を損ふことは大である」と論じていることから、子どもの人格を尊重していることが分かる。しかし、石黒の射程はやはり学校における体罰に限られている。家庭における体罰については以下のように限定的であれ認めている。

四つ五つ位の子供に対しては、合理的判断を望むことは、到底無理なことであるからして、家庭に於て万止むを得ないときは、体罰に訴へてもよいが、既に業に、学齢に達すれば家庭と雖も出来る限り、身体的外部的なる罰をして精神的内部的に施すべきであつて、学校に於いては絶対に用ふべき方法ではない⁽⁹⁵⁾

旭川小学校長の末武政一は『小学校内容改善に関する実地研究』(1913年, 1917年)⁽⁹⁶⁾において、「体罰的行動の動機は、多くの場合、真の親切から湧き出で、居るのである」と体罰の動機には理解を示しながらも、学校体罰が法令で禁止されているほか、「七つ位の子供にても靈魂はある。この靈魂は威せば屈るかいぢけるかはするが決して素直に消えて仕舞ふものではない」と、子どもの内面への配慮から体罰を否定する。

さらに一步踏み込んで学校における体罰のみならず家庭における体罰をも否定する体罰論もあった。与謝野晶子『人及び女として』(1916年)⁽⁹⁷⁾は次のように述べる。

⁽⁹⁵⁾ 同前255頁。

⁽⁹⁶⁾ 末武政一『小学校内容改善に関する実地研究』(目黒書店, 1913年)72頁以下, 同『続・小学校内容改善に関する実地研究』(目黒書店, 1917年)68頁以下。

⁽⁹⁷⁾ 与謝野晶子『人及び女として』(天弦堂書房, 1916年)70頁。

私は如何なる場合にも自他の肉体を虐待することは野蛮の行為だと思つて居る。まして学生を体罰に処することは教育の目的と正反対の行為である。目的のために手段を択ばないものである。たとひ在来はさう云ふ行為が師父に許されて居たにせよ、人権の尊厳を自覚した今日の人間は其等のことに正しい反省が無くてはならぬ。罪人には体罰を科することがあるけれど、児童の学業品行の優劣は罪悪でないから懲罰的の処分を加ふべきでない。飽迄も愛と威厳と道理とのある教訓を以て当人の自省を促すのが教育者の取るべき唯一の方法である。

与謝野は1918年から19年にかけて平塚らいてう・山田わか・山川菊栄を相手に「母性保護論争」⁽⁹⁸⁾を繰り広げたことで知られるが、女性を真に自由で独立した近代人たらしめんとした論争における彼女の姿勢は、「人権の尊厳」に基づく体罰否定論として子どもに対しても貫かれていた。

その他、体罰否定論ではないが体罰が最後の手段であることを強調し、その不要性あるいは弊害を説く文献として、国分正憲『小学校に於ける実際の訓練の研究』(1916年)⁽⁹⁹⁾、能勢哲『子供の叱り方』(1926年)⁽¹⁰⁰⁾などが挙げられる。

以上、大正期の体罰論を概観した。前節で言及した通り、体罰事件に際しては加害教員を擁護する記事が教育雑誌に相次いで掲載されていることから⁽¹⁰¹⁾、

(98) 論争の経過については今井小の実『社会福祉思想としての母性保護論争』(ドメス出版、2005年)、松田恵美子「大正期の母性保護論争に見られる三つの論点」(『名城法学』63巻4号、2014年)などに詳しい。

(99) 国分正憲『小学校に於ける実際の訓練の研究』(東京出版社、1916年)278-284頁。

(100) 能勢哲『子供の叱り方』(文友社、1926年)132-141頁。

(101) ただし、江東小学校事件の加害教員を擁護する論調一色のため見えづらいが大正期の『教育時論』は体罰に慎重な向きも見せている。湯武居士(湯本武比古)「体罰問題に就て」(1915年)は、「小学校の児童は、無邪気で腕白で、体罰でも与へぬ時は、管理も訓練も出来ぬ程活気に満ち充ちて居る方が末頼もしい」と述べつつも、「余は小学校では、体罰などを施したくない、又小学校児童は、教師を偉い者と尊崇して居るから、小学校教員にして、児童の父兄からも尊敬されて居るだけの人格を有して居るならば、体罰などを用ひずとも、訓練は立派に出来得るものである」とする(湯本居士「体罰問題に就て」(『教育時論』1088号、1915年))。また河野清九(日本女子大校附屬豊明小学校主

大正期に入っても体罰肯定論が（教育界では特に）依然多数であったと推測される⁽¹⁰²⁾。しかし、少数説のままであれ体罰否定論は増加し、充実した内容のものが散見されるようになった。

5 裁判例・法学説

体罰に関する戦前の裁判例の代表はやはり江東小学校事件にかかる刑事判決であろう。第一審判決は1915年7月10日に東京区裁判所において下された。同判決では、被告人は被害児童が自身を侮蔑したと思って怒り、該児童の襟を掴んで牽き倒したものと認定され、被告人には傷害罪により罰金20円の支払いが命じられた。対して東京地方裁判所における第二審判決（東京地判大正4・12・24法律新聞1083号1254頁）は、被告人の行為は直立を命じるために児童の胸を掴み牽いたところ誤って倒してしまったものと認定し、「正当の罰を加ふる際に生徒を罰を加ふることを得る状態にする為め多少生徒に力を加ふることは体罰と認めざるもの」という佐々木吉三郎証人の供述を引いたうえで、被告人に業務上過失傷害罪により罰金20円の支払いを命じた。しかし、上告審判決（大判大正5・6・15刑録22輯1111頁）では、懲戒権の行使に際して「須ク周到ナル注意ヲ用ヒ苟モ之カ為メニ児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果ノ発生ヲ避シスヘキハ校長及教員タル職務上当然ノ義務」であるとし、この注意を怠って児童に傷害を与えた場合には業務上過失傷害罪が成立するとし、被告人が注意義務を怠ったことについての第二審判決の説示が不十分であるとして原審を破棄、事件を横浜地方裁判所

事）「小学児童体罰問題」（1915年）は、江東小学校事件については「教師も教師であるが、生徒も生徒、それを訴訟する父兄も父兄である」、「裁判所が真面目に之を受理したのは、余りに正直過ぎはしなからうか」との立場であったが、「罰は下等なる本能を利用して、訓育を施さんとするものであるけれども、成るべく高等なる本能に訴ふるが、其の上々なるものである。此の点に於て体罰の如きは、最も劣等なるものと言はなければならぬ」と、体罰自体にはむしろ否定的である（河野清丸「小学児童体罰問題（上）・（下）」（『教育時論』1088号、1089号、1915年））。

⁽¹⁰²⁾ 大正期の体罰肯定論として、飯塚正一（東京高等工業学校教官）『最近体育上諸問題』（警眼社、1918年）251-257頁、遠藤隆吉（文学博士）『教育及教育学の背景』（富山房、1926年）46-47頁などが挙げられる。

へ移送した。同裁判所による差戻審判決（1916年9月18日）は、被告人が児童の侮蔑的言語態度に憤慨して胸部を掴んで引き倒したものと事実認定する。判決は特に説明のないままこれを懲戒権の行使と捉え、「若し被告に対し刑事上責任の問ふべきものありとせば懲戒権行使として被告の採りたる手段が懲戒権の程度を超過し且該超過に付き故意若しくは過失の責むべきものある場合ならざるべからず」としたうえで、懲戒権の範囲を逸脱していることにつき被告人の故意過失が認められないことを理由に無罪と判示した⁽¹⁰³⁾。懲戒権逸脱の故意過失は立証困難であることがほとんどであろう。同横浜地裁判決は実質的に体罰を広汎に認めるものと評価できる。

1930年11月26日の福岡地方裁判所久留米支部判決（法律新聞3221号4頁）は1929年11月に日吉尋常小学校（福岡）で発生した体罰事件にかかる民事裁判である。事件は、父親の認印が必要な国語成績に自分で断りなく捺印した児童に憤った受持訓導が該児童を殴打したというものであった。ここで裁判所は、被告が職務に熱心で性格も真面目であることおよび平素原告を慈しんでいたことを根拠に被告による懲戒が悪意に出たものではなく教育の必要上なされたものと認定する。懲戒の手段については、訓育を主目的とする小学校教員が児童を叩くのは穏当でないとしつつも、「身体に傷害を来さざる程度に軽く叩くが如きは夫の父兄が其の保護の下にある子弟に対し懲戒の方法として屢々施用し居れる事例」であることから、被告の行為は「懲戒の範囲を逸脱して原告に体罰を加へたる不法行為を為すものと謂ふを得ざるべし」と判定した。子どもを叩く行為は身体に直接苦痛を与えるものであるから体罰にあたるはずであるが、同判決は身体に傷害を来さない軽度であれば懲戒として認められることを明言したのである。また、その根拠はいわゆる「親代わり」論に近く、親による体罰が容認されることを当然視していることが窺える。

⁽¹⁰³⁾ ただし、その後の私訴事件第二審（東京地方裁判所）では教員側が敗訴し、判決が確定している。本件の経緯については柳田国之助「菅野氏傷害事件私訴判決始末」（『教育界』17巻1号、1917年）を参照。

親の懲戒権の範囲が争点となった刑事判決として大判明治37・2・1刑録10輯122頁がある。この事件は、長男が知能の発達が不十分で訓戒に従わないことに怒った父親が長男を制縛・殴打したうえ約3時間監禁したというものである。傷害に至る行為または健康を害する行為のほか、常識ある人が残忍酷薄と認める手段方法による行為は懲戒権を逸脱するとして、該父親には有罪判決が下されたのであるが、判決理由中で大審院は「民法第八百八十二条ニ依レハ親権ヲ行フ父母ハ必要ナル範囲内ニ於テ自カラ其子ヲ懲戒スルノ権利ヲ有スルヲ以テ親権者タル父母カ懲戒権ノ実行上其子ヲ制縛監禁シ又ハ之ヲ殴打スルノ必要アルニ当リテハ法律上之ヲ為スコトヲ得ヘク其行為ニシテ苟クモ法律ニ定ムル「必要ナル範囲」ヲ逸出セサル限りハ刑事上ノ責任ヲ負フコトナカルヘキハ勿論ナリ」と体罰に極めて寛容な見解を示している。

では法学者・法律家たちは懲戒権ないし体罰にどのような態度をとったのであろうか。帝国大学教授の一木喜徳郎は1895年9月、大日本教育会懇談会において教員による懲戒の法的性質について講述した⁽¹⁰⁴⁾。一木によれば、罰は法の維持を目的とする司法的作用としての「刑罰」と権利の維持を目的とする行政的作用としての「執行罰」に分類され、後者はさらに直接国家の統治権に基づくもの（例えば警察罰）と特別の服従関係に基づくもの（例えば官吏の懲戒）に分かれる。このうち教員による生徒の懲戒は、特別の服従関係に基づく執行罰にあたるという。ただし、官吏の懲戒が国家の利益のためであるのに対して、生徒の懲戒は生徒に規律を保たしめることが目的であり生徒自身の利益のためとされた。権力関係に基づく子どもの利益のための懲罰という点で親による懲戒と教員による懲戒は全く性質を同じくする。ただし、親が子どもの利益のための懲戒権を有するのは親の利益のためであるのに対し、教員が生徒の利益のための懲戒権を有するのは公益のためである点で異なる。以上を前提に一木は、生徒の懲罰は統治権の直接的作用ではないため退校を命じるのが最高限度であると説明した。

(104) 一木喜徳郎「生徒懲戒の公法上の性質」（『大日本教育会雑誌』171号，1895年）3230-3234頁。

一木はのちに文部大臣となるが、先に紹介した江東小学校事件はその在任中に起きた。一木は事件について、「要するに、某教員は小学校令の認むる懲戒権を超越したるや否やによりて是非を判つべきものなり。余の所見を以てすれば今日に於ける一種の社会心理は事を誇大に吹聴するの悪弊あり。且つ教育者も亦時に常識の範囲を脱して訓育の真意義を没却せんとする嫌ひあり」⁽¹⁰⁵⁾(句読点筆者)との談話を残している。しかし、何をもって懲戒権の超越とするかについては明言がない。1895年の講演が答えになりそうであるが、同講演では体罰に対する態度は必ずしも示されておらず、また教員の懲戒権が特別の服従関係に基づくとして、そこから懲戒権の範囲がどのように帰結されるかも述べられていない。

このことから察せられる通り、体罰問題に対する法学者・法律家の関心は高くない。そもそも法学者による体罰に関する目立った論説はほとんどない。体罰問題がさして重大とは認められていなかったことは、次の美濃部達吉による江東小学校事件の大審院判決の評釈に表れている。

中等学校以上の学校に於ては、学校管理者又は教員の懲戒権は身体罰にまで及び得べきものではないが、唯尋常小学校に在りては、義務教育の関係から、懲戒処分として退学を命ずることが不可能であり、停学も容易に課すべからざるものであるから、之に代はるべき懲戒手段として、或る程度迄の身体罰が許さるのである。けれどもそれは身体に傷害を加ふる程度に至ることを得ないのは勿論であつて、若し傷害を加ふるならば、傷害罪としての責任を免れないのである⁽¹⁰⁶⁾。

まるで小学校令の体罰禁止規定を忘れていたかのような記述である。義務教育ではいかなる児童をも引き受けなければならない以上相当程度の懲戒権が認められるべきというのは教育者の間でも見受けられた主張であるが、立法

(105) 『読売新聞』1915年6月26日。

(106) 美濃部達吉『類集評論 行政法判例』(有斐閣, 1925年)1030頁。

71 戦前期体罰論の交錯

論としてであればともかく行政法判例評釈の中で「或る程度迄の身体罰が許さる」と述べてしまうのは、教員の懲戒権ないし体罰問題への法学者たちの関心の低さを示すものと言える。

刑法学においてはどうか。大審院判事の泉二新熊は『日本刑法論』1915年版に次のように記している。

小学校長及ヒ同教師カ生徒ニ対シ懲戒上ノ体罰ヲ科シ得ルヤ否ヤニ付テハ法令ノ明文ヲ缺クト雖モ児童教育上ニ於テハ必要ナル範囲ニ於テ懲戒ノ手段トシテ体罰（殊ニ輕微ナル殴打）ヲ施スコトヲ得ルモノト為スニ非サレハ目的ヲ達スルコトヲ得サルカ故ニ本問ハ之ヲ肯定セサルヘカラス（此見解ハ独逸ニ於ケル学説及ヒ判例ノ認容スル所ナリ）⁽¹⁰⁷⁾

明らかに泉二は小学校令の体罰禁止規定の存在に気づいていない。それだけにここには泉二の体罰観が率直に表れていると言ってよい。1916年版・1917年版も同様であるが、1918年版では次のように記述が変わっている。

小学校長及同教師カ生徒ニ対シ懲戒上ノ体罰ヲ科シ得ルヤ否ヤ、蓋児童教育上ニ於テハ必要ナル範囲ニ於テ懲戒ノ手段トシテ体罰（殊ニ輕微ナル殴打）ヲ施スコトヲ得ルモノト為スニ非サレハ目的ヲ達スルコトヲ得サル場合アルヘクスノ如キ場合ニ付テハ立法論トシテ本問ハ之ヲ肯定セサルヘカラス（此見解ハ独逸ニ於ケル学説及ヒ判例ノ認容スル所ナリ）然レトモ之ヲ濫用スルニ至ラハ遂ニ蛮俗タルヲ免レサルナリ我小学校令第四十七条ニ於テ体罰ヲ加フルコトヲ禁シタルハ専ラ此濫用ノ弊ヲ防クカ為メナルヘシ然リ而シテ所謂体罰ハ傷害又ハ傷害ヲ生シ得ル性質ノ行為ヲ指スモノニシテ相当ナル程度ノ自由ノ拘束（例ヘハ放課後数時間校内ニ留置スル処分）ヲ包含セサルモノト解スルヲ正当ナリト信ス⁽¹⁰⁸⁾

⁽¹⁰⁷⁾ 泉二新熊『日本刑法論（訂正増補改訂第19版）』（有斐閣，1915年）925頁。

⁽¹⁰⁸⁾ 泉二新熊『日本刑法論（増訂改版第24版）』（有斐閣，1918年）1202-1203頁。

1917年版発行（1917年4月20日）から1918年版発行（1918年3月25日）までのどこかの時点で体罰禁止規定に気づいたようであるが、体罰禁止規定を前にしても泉二は立法論として体罰の必要性を肯定している。体罰が明文で禁止された教員についてでさえこの通りであるから、親による体罰は、「一般慣例上軽微ナル殴打ハ軽微ナル創傷ヲ伴フ場合ト雖モ尚ホ必要ナル程度ノ懲戒手段ニ属スルモノト為スコト何等ノ疑ナキ所ナリ」⁽¹⁰⁹⁾と当然のように肯定した。

大場茂馬は大審院判事を辞職して弁護士となった翌年の1915年、雑誌『小学校』に学校体罰に関する所論を寄せている⁽¹¹⁰⁾。大場は懲戒権を逸脱した暴行が認められないことを述べるがその論鋒は鈍い。大場によれば教員に懲戒権が認められる根拠は、父母による教育は子どもを「道徳的に善良な人」に育て上げることを目的とするため「涙を揮つて之を懲戒しなければならぬことが、往々にしてある」ところ、教員は「其の児童の父母になり代つて」教育をおこなうものであるから「懲戒権の分与」を受けるのは当然である、と典型的な「親代わり」論によって説明される。問題は懲戒権の範囲であるが、これは「善良なる風俗又は慣習」を害しない程度とされた。大場もまた江東小学校事件に言及しており、加害教員の行為は「許し得べき懲戒権の範囲を超えた暴行」であるとした。ところが、続けて大場は次のように述べている。日本には「一般に目上の人であるとか、或は役人であるとかいふやうなものは、兎角人に対して威張る」という「悪い習慣」があり、加害教員の行為がこの「悪い習慣」に基因するものであれば「ひどく咎むべきではないかも知れ」ず、逆に理義の明晰な時におこなったのであれば「固より悪い行為」である、と。

体罰否定論はどうか。『教育時論』1089号（1915年）には行政裁判所評定官の清水澄の談話が掲載されている。清水によれば教員が体罰を加えるべきでない理由は次のように説明される。

⁽¹⁰⁹⁾ 同前1202頁。

⁽¹¹⁰⁾ 大場茂馬「小学校教師の殴打事件に就て」（『小学校』19巻8号、1915年）64-65頁。

教師が生徒の身体に積極的苦痛を与ふる事は宜しく無い。身は父母の遺体である故に、之を傷つけるのは不孝である、と云ふ教訓もある程であれば、生徒の身体に負傷せしめる様な懲戒は、教育上から見ても実に宜しく無い事である。のみならず目に見える様な負傷で無いとしても、夫に近い者は許されぬのである⁽¹¹¹⁾。

清水は体罰が認められない以上自由の束縛が最適な懲戒手段であるとするが、「一体子供は家庭に在るべきものである」ため束縛には時間的限界があるという。

教師が生徒に対して永く之を行ふならば、子供と其の家庭との、根本関係を破壊するといふ、不当なことになるのである。故に余は学校に於て生徒に対し、放課後留置の懲戒処分を加ふるのは、

其の家庭の夕飯時間に、合ふまでの間の留置を限度と為すべき者で、夫以上に永く留置くのは不都合な事と思ふのである⁽¹¹²⁾。

要するに、清水の念頭にあるのは親子ないし家庭の一体性であり、教員による体罰が認められないのは児童の人格を尊重するためではなく、その身体が「父母の遺体」であるからとされる。ここで児童は親を介して初めて教員による体罰から守られる存在とされている。そのため、やはり親による体罰には、「子供を打つという事は珍く無い例である。而して身体を傷付けぬ程度で打つならば、別段差支は無いであらう」⁽¹¹³⁾と寛容であった。なお、1926年5月に松沢村立尋常高等小学校で教員が児童に加えた体罰につき被害児童とその父母が松沢村と加害教員に対して損害賠償を請求した事件（大判昭和4・

(111) 清水澄「生徒懲戒問題について」(『教育時論』1089号, 1915年) 6頁。

(112) 同前6頁。

(113) 同前5頁。

4・18民集8巻286頁)⁽¹¹⁴⁾では、原告の主張する損害として、児童の精神的苦痛・治療費と並んで父母の名誉権が毀損されたことが挙げられている。原審（東京控訴院）は児童の精神的苦痛と治療費に対する損害賠償のみ認め、大審院もこれを踏襲したが、原告の主張からは清水に限らず戦前期の社会には子どもの身体を父母と一体のものと捉える感覚が一定程度あったことが窺える。

『日本弁護士協会録事』199号（1915年）の時評欄は、江東小学校事件に言及しつつ、小学校令が体罰を禁止していること、教育の目的は感化であって国家が罪人を懲罰するのとは目的が異なること、日本の児童は欧米のように執拗ではなく、また教員は20歳前後の思慮に乏しい者が少なくないこと、を根拠に体罰を否定した⁽¹¹⁵⁾。

親権法学については、明治民法が定める親の懲戒権が施行後どのように解釈されたかを別稿で検討したことがある⁽¹¹⁶⁾。明治民法第882条は監護教育の手段として親に「必要ナル範囲」での懲戒を認めるが、「必要ナル範囲」は子どもの行状・性格・体質、父母の地位・身分、世間の慣習などを総合考慮することによって判断されると解釈するのが通説であった。懲戒の方法については、殴打を懲戒権濫用とする見解も見受けられるが、多くの親権論において叱責・監禁と並んで殴打が挙げられていた。つまり、体罰は懲戒の一方法として肯定されていたと言える。もっとも、傷害に至るほどの殴打はほとんど争いなく「必要ナル範囲」を超えるものとされた。

6 検討

以上、本稿では戦前期の体罰論について特に明治期・大正期に焦点をあて

⁽¹¹⁴⁾ 同判決は代用教員の不法行為に関する市町村の責任をめぐる判例として知られており、美濃部達吉や杉之原舜一による評釈がある（美濃部達吉「行政法判例（一四）」（『国家学会雑誌』43巻11号、1930年）、杉之原舜一「代用教員の不法行為と市町村の責任」（『法律時報』2巻2号、1930年））。

⁽¹¹⁵⁾ 「体罰問題」（『日本弁護士協会録事』199号、1915年）99頁。

⁽¹¹⁶⁾ 大泉前掲「児童虐待・明治民法・子ども像」91-95頁。

て概観した。体罰論は教員を主な担い手として展開したが、明治期の教育界はとりわけ体罰に寛容な立場が主流であった。彼らが想定するのは学校における体罰であるが、しかし小学校令は体罰を禁止していた。それでも体罰の必要性が主張されたのは、体罰禁止規定が教育者たちに周知されていなかったからではない。多くの論者が体罰禁止規定に確かに言及したうえで、あるいは体罰を消極的に否定し、あるいはそれでも体罰の必要性を唱道したのである。

肯定論が優勢なのは家庭における体罰でも同様であった。と言うよりもむしろ家庭における体罰は学校におけるそれよりも強力に肯定されていた。理由の第一は、親の懲戒権を規定する明治民法第882条が体罰を否定していなかったことである。体罰禁止規定を根拠に学校における体罰を消極的に否定する論理は、家庭に向けられるや容易に体罰肯定論へと転化した。理由の第二として、親の懲戒権と教員の懲戒権の関係についての認識が挙げられる。教員の懲戒権が親の監護教育に伴う懲戒権に由来するといういわゆる「親代わり」論が裁判例・法学説に現れたことは先述した（福岡地裁1930年11月26日判決および大場茂馬の論説）⁽¹¹⁷⁾が、同じく教育界にも見受けられ、例えば三刀谷扶綱「体罰ヲ論ス」（1891年）⁽¹¹⁸⁾では、教員は「父母ノ代理人」であって父母がなし得ることは教員もなし得るとされた。また日下部三之介は小学校教員の地位に関して、忠良なる国民を養成する国家の代理者たる職権と、善良なる子弟を養成する父兄の代理者たる職権があると論じる⁽¹¹⁹⁾。このような「親代わり」論に立てば、教員の懲戒権の源泉である親の懲戒権は教員のそれを下回ることはない。別の立場として、前節で見た清水澄のように、親

⁽¹¹⁷⁾ 有地亨氏が「戦前でも、親の懲戒と教師の懲戒につき、公法関係、私法関係の差異は認められてはいたものの、結局は両者は同一の範疇に属するものと解されていた」（有地亨「親の懲戒権と教師の懲戒権」（『季刊教育法』27号、1978年）84頁）と論じるのは、「親代わり」論に典型的に当てはまる。ただし、次に述べる通り親の懲戒権と教員の懲戒権を同内容と見ない立場も存在した。また、有地氏は懲戒権を「家長権を保障するものとしての色彩が濃い」と評価する（同前83頁）が、親権法学の通説が懲戒権を監護教育の手段としていたことに鑑みればこれには疑問の余地があるように思われる。

⁽¹¹⁸⁾ 三刀谷扶綱「体罰ヲ論ス」（『教育報知』281号、1891年）4頁。

⁽¹¹⁹⁾ 日下部前掲『小学校令釈義』137頁以下。

の懲戒権が教員の懲戒権よりも広汎であることを正面から認める見解も存在した。山崎彦八は『教育時論』729号(1905年)に寄せた論稿の中で、親は子どもを自身の手足として主観視するからこそ呼び捨てや体罰をおこなうのであって、「父母の代理者でも何んでもない」教員のおこなえるのは教権執行に関係するものに限られると述べる⁽¹²⁰⁾。なお、教員の懲戒権を親の懲戒権よりも広く捉える見解は管見に触れない。

大正期になると学校での体罰事件がしばしば新聞紙上に報じられた。事件をめぐるの教員への同情・被害者側への辛辣な批判は明治期の体罰肯定論の優勢を土壌とするものであった。他方、体罰事件が時事問題へと押し上げられたこと自体が画期的と言える。父兄は体罰に黙ってばかりではなくなり、また社会には体罰を許さないまなざしが育ちつつあった。体罰否定論の増加はその証左である。

この間、法学は体罰問題の解決に向けた貢献をほとんどできなかったと言ってよい。大審院は、教員の懲戒権の限界を「児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果」が発生しない程度とし(1916年6月15日判決)、この範囲内にある限り体罰が罪に問われることはないと解釈する余地を残した。親の懲戒権の限界については、死傷・健康障害に至らず手段方法が残忍酷薄でないこととし、こちらは必要な範囲内での制縛監禁・殴打が認められることを明言した(1904年2月1日判決)。体罰に寛容なのは下級裁判所も同様である。横浜地裁1916年9月18日判決は体罰が傷害罪を構成することに懲戒権逸脱に対する故意過失を要求し、福岡地裁1930年11月26日判決は傷害に至らない程度に「軽く叩く」ことは体罰にあたらぬと懲戒権の範囲を広く解釈した。以上のような体罰に対する裁判所の態度は、法理論に基づいて導き出された結論ではなく当時の体罰慣行に追従した側面が強いように思われる。この点、江東小学校事件第二審判決が体罰の範囲を教育者である佐々木吉三郎の証言に委ねたことも看過すべきではない。

法学者・法律家の論説にも体罰に寛容なものが散見される。大日本教育会

(120) 山崎彦八「教員と児童との関係(上)」(『教育時論』729号, 1905年)。

における一木喜徳郎の講演（1895年）は教員の懲戒権の法的性質を論じながら体罰に直接言及することはなかった。美濃部達吉（1925年）は体罰禁止規定に言及しないまま、身体傷害に至らないような「或る程度迄の身体罰」は許されるとした。体罰禁止規定は当代一流の法学者にさえ忘却されたのである。泉二新熊（1915年）もまた教員の体罰について「法令ノ明文ヲ缺ク」と体罰禁止規定の存在に気づかないまま体罰は必要な範囲内において可能とした。体罰禁止規定に気づいたのちは体罰を消極的に否定したが、立法論としては引き続き体罰の必要性を主張した（1918年）。大場茂馬（1915年）は「懲戒権の範囲を超えた暴行」を観念するが、「善良なる風俗又は慣習」を害しない行為である限り正当な懲戒の範囲内にあるとした。「涙を揮つて之を懲戒しなければならぬことが、往々にしてある」といった記述からも、そもそも大場の言う「懲戒」には身体への直接的苦痛の付与、すなわち体罰まで含まれていることが窺える。

体罰を否定する見解でさえ法学者・法律家の言葉は体罰肯定論者たちには響かなかつたと思われる。前述の通り日本弁護士協会（1915年）は、小学校令が体罰を禁止していること、教育の目的は感化にあること、日本の児童は欧米のように執拗ではなく、また教員は思慮に乏しい者が少なくないこと、を根拠に体罰を否定した。しかし、小学校令が体罰を禁止していたにもかかわらず体罰がやむことはなかった。そしてそれは法の普及の不徹底の問題などではなく、教育者たちは教育現場での自らの経験に基づいて体罰禁止規定そのものに反発していたのである。さらに、児童の性格や教員の円熟度合いを持ち出したところで現場の様相は教育者が一番よく知るところであるし、教育の目的が感化にあると言ったところで体罰肯定論者もまた子どもの成長のための体罰を主張していた。

清水澄（1915年）が体罰を否定した論拠は子どもの身体が「父母の遺体」であるからというものであった。体罰禁止規定の存在や教育の実際が体罰肯定論者に対する有効打にならない以上、家庭という学校の外部に論拠を求めた清水の見解は一見体罰否定論の切り札に位置づく。しかしこれもまた、義

務教育制度確立以降、子ども・家庭に対する学校の占める地位が大きくなる⁽¹²¹⁾中では限界があったであろう。加えて、清水の立場に立てば教員による体罰が否定されるのはあくまで親のためであり、たとえ子どもを親に付従する存在と捉えることの当否をひとまず措くとしても、この論理は親による体罰には無力であった。

親による体罰についてはやはり法学者・法律家たちのほとんどが肯定していた。泉二は軽微な殴打は軽微な傷害を伴っても一般慣例上必要な範囲内と認められると明言した。また、親権に関する論説の多くは懲戒の方法に殴打を数えていた。

では体罰否定論を担ったのはどのような人々であり、何が大正期における体罰否定論の増加をもたらしたのであろうか。体罰否定論の背後に大正期の立憲思想の時流を見ることも不可能ではない⁽¹²²⁾が、より目を引くのは体罰肯定論者と否定論者との子ども観の相違である。ここで子ども観に注目して改めて明治期の体罰論を見てみると、「道理ノ弁別ナクシテ、稍々動物ニ均シ」い（金港堂編（1889年））、「動物的時期」（高島平三郎（1903年））、「児童は未だ一人の人間にあらず」（三土忠造（1910年））など、子どもが動物のアナロジーによって捉えられていることに気づく。体罰肯定論者にとって子どもは理性を持たない動物類似の存在であり、体罰は子どもを「人らしく」育てるための手段であった。対して大正期、体罰否定論者たちは子どもの人格・内

(121) 田中亜紀子氏は、(第1次)小学校令に保護者の就学義務が規定されたことにより「学齢期の子どもの生活に占める学校の存在が大きくなっていく」とするとともに、それが児童保護制度のあり方にも影響を及ぼしたことを指摘する（田中亜紀子「近代日本法における子ども」〔法学セミナー〕66巻11号、2021年）。また広田照幸氏は、明治末期から戦後復興期にかけて、学校が「文化的ヘゲモニー」を行使する領域を拡大させて地域社会のあり方や個々の家庭のあり方に介入していくことを明らかにした（広田前掲『教育言説の歴史社会学』第9章）。

(122) 例えば西川三五郎『立憲的教育施設の実際』（1914年）は、「児童の体罰は法令で禁ぜられてあるにも拘はらず、今尚ほ之を実行してゐる学校が多い。之は非立憲的の最も甚だしいものではないか。帝国憲法にも身体の自由といふ事と生命財産の安全と云ふやうな事は明文になつてゐる。それを今日も尚ほ小学校に之を実行してゐるのは非立憲的教育も亦甚だしいではないか」と論じる（西川三五郎『立憲的教育施設の実際』（以文館、1914年）332-333頁）。

面を尊重する観点から体罰の不当性を主張した。例えば与謝野晶子（1916年）は、「人權の尊厳」を前提に、子どもが自省する主体であることを認めたくえて体罰ではなく自省を促す教育を唱道した。石黒あさ（1919年）のように、論者によっては動物が引き合いに出されることもあったが、それはあくまで人格主体である子どもとそうではない動物を対比するためであった。昭和期の著作だが立仙藤松『中等教員入門学』（1931年）⁽¹²³⁾は、体罰を加える教員の大部分は怒りに任せて暴力を振るうものであり「其の有様は全く動物性を帯びてゐる」と述べる。体罰否定論者にとって体罰は、動物的存在である子どもを「人らしく」育てるものではなく、むしろそれ自体が野蛮で「動物性を帯び」た行為であった。

大正期の体罰否定論が子どもの人格・内面の尊重に基づいていたことは、子ども観に関する教育史学・社会史学の研究成果とも合致する。第一に、大正期は子ども史・家族史における子ども観の画期とされる。子どもを中心とする愛情深い家族であることを主たるメルクマールに含む〈近代家族〉は、明治中期には先駆的理論家によって紹介されるが、「新中間層」が1900年代から大正期・戦間期にかけて本格的に階層形成するに至ってその家庭で実践された。体罰否定論が大正期に増加するのはこの近代的孩子観の展開と関係していると思われる。このように理解すれば、家庭か学校かを問わず体罰全般を否定した論者としてエレン・ケイや与謝野晶子といった婦人運動家があったことも頷ける。なお小針誠氏は、新中間層の家庭では、大正期に多数出版されるようになった育児マニュアルに沿って、体罰ではなく「説得」による躰がおこなわれたと論じる⁽¹²⁴⁾。また第二に、大正期は教育が子どもの内面

(123) 立仙藤松『中等教員入門学』（中等教育協会、1931年）255頁。立仙は「体罰は教育上絶対に排斥すべきものではな」とするが、体罰を加えてよいのは「其の生徒が自分の侵した罪業をよく自覚し、進んで体罰を受けんことを要求し、感謝の気持を以て心からそれに服するといふ場合」に限られると論じるように実質的に体罰否定論に近く（254頁）、「たとへどんな事があつても、決して生徒の身体には手はかけまじと決心するがよい。それが勿論安全第一の途でもあり、又教師として人道上当然のことでもある」と結論する（258頁）。

(124) 小針誠『教育と子どもの社会史』（梓出版社、2007年）77頁。

を発見した時期でもある。河原和枝『子ども観の近代』(1998年)⁽¹²⁵⁾は、『赤い鳥』(1918年創刊)には大正期教養主義の影響を受けて、素直に反省する「良い子」や優しい「良い子」、自身の弱さゆえに悩み屈折する「弱い子」の内面・感情の機微を描く作品が多く掲載されたと論じる。また、綴方教育論の緻密な分析を通じて近代日本の子ども観を析出する元森絵里子『「子ども」語りの社会学』(2009年)⁽¹²⁶⁾によれば、明治末期から大正初期にかけて綴方教育論では子どもが見たもの・感じたことを子ども固有の文体で生き生きと表現することが重視される、換言すれば子どもの内面が見出される。ただし、この頃は何が子どもらしいかは個々の作文に先立って想定されるものであった。大正末期になると、想定される「子どもらしさ」から逸脱する内面に向き合い、綴方は評価対象ではなく、子どもの内面・生活を知り、子どもに内省させてよりよき生活へと改善させるための手掛かりとされるようになった。こうして内面の奥行きを持った内省主体としての子どもが確立する。子どもの人格・内面を尊重する観点からの体罰否定論は叙上のような子ども観の展開を背景に現れたものと考えられる。

しかし、子どもの人格・内面を尊重することで体罰を否定するという論理は本来体罰が親によるものであるか教員によるものであるかを問わないはずであるところ、石黒のように親による体罰に寛容な見解もあった。このことから子どもの人格・内面の尊重は親による体罰の問題との関係では貫徹されていなかったと言える。その原因が何処にあったかについては推測によらざるを得ないが、親権論が推測の材料となり得る。筆者は別稿で戦前期の親権論を分析し、親権制度が〈親の愛情〉に対する信頼を基礎としていたこと、子どもは家庭において親の愛情のもとで適切に育てられるべき存在と見られていたことを明らかにした⁽¹²⁷⁾。戦前期の親権論の通説は子どもの人格を尊重しておきながら⁽¹²⁸⁾殴打を懲戒権の行使として認めるものであったが、これは

(125) 河原和枝『子ども観の近代』(中央公論社、1998年) 111-116頁。

(126) 元森絵里子『「子ども」語りの社会学』(勁草書房、2009年) 第1章。

(127) 大泉前掲「児童虐待・明治民法・子ども像」109-111頁。

(128) 例えば、柿原武熊は「子ナル者モ亦ターノ人間ナリ」として子どもの身体生命財産に

家庭において親が愛情をもっておこなう体罰は過度に陥るはずはなく子どもの人格を傷つけるものでもないとされたためではないか。要するに、親の愛情への信頼や子どもと家庭の一体性が、教員による体罰を否定しながら親による体罰を許容する立場につながったと考えられる。清水澄の体罰論（1915年）には子どもの人格を承認する姿勢は窺えない⁽¹²⁹⁾が、子どもが「父母の遺体」であることを理由に教員による体罰を否定し、「子供は家庭に在るべきものである」ことを理由に自由の束縛に時間的制限を課す点は、子どもと家庭の一体性を前提とする立場と理解できる。

すべての大人はかつて子どもであった経験を持つため、専門知を待つことなく誰もが子どもを語れてしまう。すなわち、体罰を受けながらまっとうに育った自身の経験そのものが体罰肯定論の根拠になり（高島米峰（1911年））、体罰慣行の中で体罰肯定論は再生産されていく。加えて、教育現場の実情を最もよく知るのは教員たちであるため、彼らは児童を矯正するために体罰が

おける権利を認め、親の生殺与奪の権を否定した（柿原武熊『民法親族編講義』（明治法律学校、1898年？）633-634頁）。詳細は大泉前掲「児童虐待・明治民法・子ども像」62頁以下を参照されたい。

- (129) 親権法学説が早くから子どもの人格を承認していたのに対して、清水に限らず教員の体罰について論じる法学説はいずれも子どもの人格に言及しない。単に論者が異なるためと片づけることも可能だが、戦前期の小学校教育の制度趣旨とも無関係ではないだろう。小学校教育の趣旨は、第2次小学校令関連諸規則の成立に際して各府県へ発出された大木喬任文相の意見（1891年11月17日文部省訓令第5号）（「普通教育ノ施設ニ関スル文部大臣ノ意見ヲ表示ス」（国立公文書館所蔵『公文類聚』第十五編・明治二十四年・第二十九卷・学事一・学制一・小学校～陸軍兵学））に端的に表現されている。以下に抄出する。

普通教育ノ要ハ人ヲシテ人ノ人タル道ヲ知ラシメ日本国民タルノ本分ヲ弁ヘシメ社会及国家ノ福祉ト品位トヲ増進セシムルニ在レハ、人トシテ此国ニ生活スル者ニハ何人ト雖モ普通教育ヲ受ケシメサルヘカラス。是レ国家ノ当ニ為スヘキ所ノ責任タリ、各人ノ当ニ尽スヘキ所ノ義務タリ。

（中略）

小学校ニ於テハ徳性ヲ涵養シ人道ヲ実践セシムルヲ以テ第一ノ主眼トシ、殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ発揚シ児童ヲシテ実業ヲ励ミ素行ヲ修メ忠良ノ民ヲラシメンコトヲ努ムヘシ（句読点筆者）。

このように国家のための強制教育であった小学校教育の文脈では、子どもの人格が後景に退くことも奇とするに足りない。

必要であることを自身の教育経験に確信を得て主張した。小学校令における体罰禁止規定自体を批判する体罰肯定論者たちに対して法学者・法律家は手をこまねくか肯定論に与するしかなかった。

論者の経験を強みとして矯正のための体罰の必要性を説く体罰肯定論に対して有効な反対論となるのは、経験を超越だけの実証性を持つ専門知の登場か、子どもを矯正の対象とばかり捉える子ども観の是正である。当時の専門知がまだ十分な体罰否定論を提供する段階にない⁽¹³⁰⁾とすれば、望み得るのは後者である。そして大正期、子どもを「人間らしく」矯正されるべき動物類似の存在と見る前代のまなざしを脱して子どもの人格・内面に気づいた論者たちが体罰を否定した。その他の論拠によって体罰を否定する見解をも含めれば、体罰否定論は明治期にはない存在感を放つことになった。父兄・児童もまた体罰に黙従するばかりではなく、時に加害教員の告発・排斥運動をおこなった。

もっとも、子どもの人格・内面はあらゆる論者に共有されたわけではなく、体罰問題に限って言えば法学者・法律家が子どもの人格・内面に言及することはなかった。子どもの人格・内面を承認する論者であっても親による体罰には寛容な場合があった。また、教員による体罰を糾弾した父兄はかえって強い批判を浴びた。総じて体罰否定論はいまだ少数説であったと思われる。

しかし、昭和期に入っても社会は体罰事件に対する一定の関心を保ったまま⁽¹³¹⁾,

(130) 沖原前掲『体罰』は小西重直（京都帝国大学教授）・吉田熊次（東京帝国大学教授）・鹿兒島登左（東京高等師範学校訓導）を取り上げて、「戦前の教育学者も、一般に体罰には反対しているものの、絶対に体罰はいけなないと考えていなかったようである」と論じる（207頁）。

(131) 昭和期における体罰事件の報道として、『東京朝日新聞』1933年9月20日、『読売新聞』1940年4月25日などがある。加害教員を告訴する父兄に対しては、「親が子を学校に託する態度に大きな欠陥があるのです」（『読売新聞』1940年4月27日（青木誠四郎談））、「裁判沙汰にすると呆れた親である」（『読売新聞』1940年5月1日（読者眼））など、相変わらず否定的な論調が強い。相馬助治『児童心理とお母様の心構へ』（1941年）は、「体罰は時に変態性欲者を作り、復讐心の強い子を作り、劣等感を植ゑつけるものであつて出来るかぎりかうした方法はとるべきではありません」とする一方で、「必要に応じて子供の頭にげんこつ二つや三つお見舞することは当然学校の先生に許されてよい」と述べ、教員の熱情に敬意を表してその手腕を信頼することを父兄に求める（相馬助治『児童心

また体罰否定論も断絶することはなく戦後を待つことになる⁽¹³²⁾。諸アクターが体罰について論じ、体罰禁止規定がありながら体罰肯定論・体罰慣行は止まず、子どもを矯正の対象と見るまなざしに子どもの人格・内面を尊重するまなざしが挑戦する。戦後に連続する構図はすでに現れていた。

*本稿はJSPS 科研費（研究活動スタート支援）(20K22054) の助成による成果の一部である。

理とお母様の心構へ』（照林堂書店、1941年）279-283頁）。

(132) 昭和期における体罰の議論動向については今後の課題とせねばならないが、やはり子どもの人格・内面の認識が議論の分かれ目になったと思われる。天野正儀『学童を持つ世の母に捧ぐ』（1934年）は、子どもを「全くの道徳を知らぬ原始人、野蛮人」とし、家庭では躰の最後の手段として体罰が認められるとする。ただし、子どもは12歳くらいまでに「物の道理がよくわかる」ようになるため以後は体罰を用いるべきではないという（天野正儀『学童を持つ世の母に捧ぐ』（児童保護会出版部、1934年）54-61頁）。子どもの人格・内面の承認の上にお体罰を肯定する論理を案出する文献もあった。すなわち川端太平『家庭教育の根本問題』（1932年）は、「体罰は人格尊重の念を減ずるといふのは大人の考で、子供は故意に罪を犯した時、相当の体罰を加へられても、決して不当とは思はないのである」と述べる（川端太平『家庭教育の根本問題』（日黒書店、1932年）58頁）。

教育学者・心理学者による体罰論も散見されるが、体罰否定論を先導する内容のものを見当たらない。西山哲治（東洋大学教授、私立帝国小学校長、ドクトル・オブ・ペタゴギー）『子供の喧嘩』（1936年）は過度の罰を有害とするが、「若し体罰を必要とするならば只幼年時代に限るべきである、異常なる場合、異常児の場合を除く普通の児童に対する体罰、びしやりは三歳六ヶ月迄に限るべきである」と、乳幼児や異常児への体罰には寛容であった（西山哲治『子供の喧嘩』（モナス、1936年）119-120頁）。また波多野完治『児童心性論』（1941年）は、体罰によってのみ得られる精神的な効果を認めたうえで、「ごく稀に体罰を加へる親たちは、それによつて、子供の心を親の方にひきつけることがある」と論じる（波多野完治『児童心性論』（賢文館、1941年）301-307頁）。

【資料1】高橋芳之助校長「報告書」(資料中、加害教員の氏名はTに、被害児童の氏名はSにそれぞれ置き換えた)

報告書

本校尋常科第四学年S本月十六日午後五時頃病死致シ候。其原因ハ担任教員Tガ学校ニテ体罰ヲ加ヘシニアリト風説セシニ付直ニ本人及主治医ニ就キ聞糺シ候処其陳述左記ノ通ニ有之候。右及報告候也。

一. 担任教員訓導Tノ陳述

大正十一年三月四日(土曜日)第一時限読ミ方教授時間ニ読本ノ輪読ヲ始めマシタ。三、四人目ニ番ガ当ツタガ読マナイ。教壇上ヨリ(Sトノ距離約三間計)四、五回モ読ミナサイト命ジタガ矢張読マナイ。却テ知ラヌ振ヲシテ居マシタ。ソコデ私ハ傍ヘ行キ早ク読メ読メナケレバ起立シテ聞イテ居ナサイト云ヒマシタガ、一向立ツ振モアリマセン。故ニ立チテ聞イテ居レト云ツテ、耳朶ヲ持ツテ立テト云ヒマシタラ、ヤツト立チマシタ。ソコデ私ハ右頬ニ掌ヲ当テ、先生ガ立テト云ツタラ、スグ立タナケレバナリマセント云ツテ押シマシタ。ソシテ約二十分計立チテ居リマシタガ其後ハ教授時間ノ終リ迄(此間十分位)他ノ児童ト共ニ着席ノ儘私ノ話ヲ聞イテ居リマシタ。

当日第三時限迄平気デ授業ヲ受ケテ居リマシタ。帰りモ皆ト一所ニ玄関口迄来テ別レヲ告ゲテ帰ツタノデス。私ハ体罰ヲ加ヘタトモ何共思ハナカッタ。児童ノ将来ヲ考ヘ稍嚴重ニ訓戒シタ積デアリマスガ其方法ノ当ヲ得ナカッタ事ヲ今更ナガラ感ジテ居リマス。不注意ノ段ハ何トモ申訳ガアリマセン云々。

因ニ全教員ハ本年二十四才ニシテ郷里福井県師範学校ニ於テ二ヶ年余在学セシモ病氣ノ為中途退学シ其後郷里ノ小学校ニテ代用教員正教員ヲ勤務シ大正十年三月事故退職全年四月本校訓導ニ任用サレ爾来職務ニ熱心シ同僚間ノ関係モ円満ニシテ別段圭角アル人物ニハアラズ。短評スレバ感情ニ激シ易キ性癖アリ。自己修養ニハ怠リナク京都市主催ノ小本正講習会ニハ毎会出席シ現今ニハ二科目ヲ除クノ外修了証ヲ受領シ将来見込アル人物ナリト認メ居候。

57 戦前期体罰論の交錯

尚福井県ニ於テ事故退職セシ理由ヲ尋ネシニ当時教員欠乏ノ際到底出向命令ニ接スルハ不可能ナリト聞キ込ミシト一ハ正教員在職期間一ヶ年未滿ナルニ付事故退職出願致候。京都市附近ニ奉職致度希望ハ勤務ノ余暇講習ニ入会シ小本正免許状ヲ得ル準備ヲ為スガ目的ナリ云々ト陳述セリ。併セテ此件附記致置候。

二. 主治医タル宇治火薬製造所翼賛会医員神保時太郎氏ノ陳述

私ノ初診セシハ大正十一年三月十二日デアリマス。其際ハ病名ハ判然シマセンデシタ。翌十三日再診ノ上丹毒ト断定シマシタ。死去当日タル十六日ハ私ハ用事アリ不在ニ付診察シマセン。丹毒ナルモノハ病因系統ノ明瞭ナル者デ耳ヲ引張ラレ頬ヲ押サレテ発病スル者デハ絶対アリマセン。該風説ノ如キハ全ク根拠ナキ忘評ナリト断言シマス。私ハ主治医トシテ責任ヲ有シテ居リマス云々。

右報告候也。

大正十一年三月二十四日

宇治尋常高等小学校長

高橋芳之助

(欄外)

補遺

Sハ本年一月中二十三日間、二月中ニ廿三日間欠席セシニ付出席督励ノ結果漸ク三月一日ヨリ出席セリ。言語不明瞭ニシテ挙動緩慢ハキハキセザル人物ナリト担任T訓導ハ申居レリ。

【資料2】藤森勝郎視学「小官取調復命書」(資料中、加害教員の氏名はTに、被害児童の氏名はSにそれぞれ置き換えた)

記

一. 本件ノ内容

曩ニ宇治郡長ヨリ報告アリタル事実ハ小官ノ調査ト符号セリ。即宇治小学校訓導Tカ受持ノ児童尋常第四学年い組S(一三)ヲ国語ノ読方教授中教師ノ命ヲ聴カサリシ故其耳ヲ持チテ引張り之ヲ起立セシメ更ニ「今後ハ先生ノ言フコトヲ聴ケ」ト言ヒツ、彼女ノ頬ヲ平手ニテ押シタト云フニ在リ。カクテ更ニ約二十分程直立セシメ其後十分間全訓導ハ児童一般ニ訓話ヲ為セリ。該児童ハ当日ノ学習ヲ終リ何事モナク帰宅セリ。此事実ハ実ニ大正十一年三月四日第一時限(自午前九時十五分至午前十時)内ノコトナリトス。

Sハ其翌々日三月六日ヨリ缺席シタリ。学校ニテハ缺席勝ナル児童ノコトナレハ又事故缺席ナルヘシトサシテ氣ニ留メサリシト。カクテ全月十六日全児童ノ死亡セシコト判明シ十七日葬儀ニ当リ学校長及担任T訓導ハ全級生ヲ率キテ会葬シ香料トシテ醸出金壹円ヲ贈リタリ。

二. 本件ノ経過

十八日明治新聞記者校長高橋芳之助ヲ学校ニ訪問シテSノ死因ハT訓導カ殴打シタルニ在リトノ噂アルカ事実如何ト質ス所アリ。学校側ハ此際始メテ意外ナル事件ニ驚愕シテ調査ヲ開始セリ。郡長又此噂ニ驚キ校長ヲシテ之カ調査ヲ命シタリ。

然ルニT訓導ハ曰ク別ニ体罰ヲ加フルノ意志モナク後來ヲ戒シメタルニ過キストテ前記ノ如ク陳ヘタリ(小官T訓導ヲ調査セシ時又全様ノ陳述ヲ為セリ)。

又校長ハ神保主治医ニ就キテ事ノ実否ヲ質シ更ニSノ家庭ニ到リテ調査

スル所アリ而シテ共ニ右ハ単ナル噂ニ過キサルトト安堵シ居タルニ三月二十三日ノ明治新聞引続キテ各新聞紙上ニT訓導ノ殴打ニヨリ児童ノ死亡セシコトヲ掲クルニ至レリ。

尔来今日ニ至ル経過ハ別紙三月三十日提出宇治郡長ノ報告ニヨリテ明ナリ。

三. 小官ノ調査

(一) T訓導ニ就テノ調査

去月二十七日小官宇治小学校ニ到ル。全刻筒井郡長前出郡視学来校、種々打合ノ上、T訓導ヲ招キ種々質ス所アリ。

(イ) 全訓導ノ経歴 郷里ハ福井県ニシテ全県師範学校ニ入学セルモ病氣ノ為メニヶ年余在学シテ退学シ其後郷里ノ小学校ニ代用教員及正教員トシテ勤務セリ。大正十年三月、京都ニ来リテ勉強センカ為メ事故退職シテ当校ニ任用サレ以テ今日ニ至ル約一ヶ年ナリ今年廿四才ナリ。

(ロ) 全訓導ノ風貌 小柄ニシテ瘦セタル方。言語明瞭、神経質ナルカ如シ。

(ハ) 全訓導ノ性行 全人ハ自身感情ニ激シ易キヲ以テ平素ヨリ常ニ理性的判断ヲ為シ感情ニハヤリテ失敗セサル様修養ニ心懸ケ居ル旨ヲ告ケタリ。

全人ニ関シ更ニ高橋校長及同僚教員ノ見ル所ヲ綜合スルニ、T訓導ハ職務ニ熱心殊ニ教授方面ニ秀テ極力担任学級ノ成績ノ向上ニ努力シツ、アルヲ認ムルモ稍感情ニ激シ易キ性癖アリ。職員会議ノ際ナド往々常軌ヲ逸セルカ如キ議論ヲ為スコトアリシト。

(ニ) 全訓導ノ訓練方法竝ニSニ対スル処置

小官ハ全人カ平素児童ニ対シ如何ナル訓練方法ヲ採レルヤヲ問ヘルニ対シ、紀律ヲ守レ、敏活ナレ、教師ノ命ヲ守レ、缺席スルナ等ヲ常ニ要求シ、之カ徹底方ニ就テハ種々ノ方法ヲ講シ居レリ。例ヘハ出席ノ奨励ニハ各部落別ニ出席百分比ヲ作り之ヲ等級別ニ表示シ、又教師ノ命令ヲ克ク守リシ者ハ之ヲ称揚シ他生ヲシテ之ニ倣ハシムルノ方法ニ依レルカ

如キ之ナリ、ト。

更ニ小官ヨリ然ラハ若シ教師ノ命ニ従ハス、紀律ヲ守ラサル児童ニ対シテハ之カ矯正善導ノ方法トシテ如何ナル手段ヲ採ルヤト問ヒシニ彼ハ答ヘテ曰ク、出来得ル丈温和ナル態度ヲ以テ能ク言葉ニ依リ訓諭スルノ方法ヲ採レリ、ト。

小官 君ハスル場合若シ児童ニシテ尚教師ノ言ヲ聴カサル時ハ如何ニスルカ。

T 飽ク迄児童ヲシテ過ヲ反省セシムルニ温和ナル方法ヲ採リ居レリ。決シテ身体的苦痛ヲ児童ニ与フルカ如キコトナシ。

小官 君ハ自ら感情ニ激シ易キ傾向アルヲ認メ居レリ。從テ飽ク迄教師ノ命ニ従ハサル者アリトセハ遂ニ憤怒ノ情ヲ生セサルカ。

T 然リ。サレド自分ハ其ハ努メテ抑制シ居レリ。

小官 然ラハ今回Sニ対シ右ノ耳ヲ引張り或ハ頬ヲ押シタリト云フハ如何。

T 之ハ決シテ体罰ヲ加フルノ意志ニアラズ。再三注意ヲ促シタルモ從ハサルニ因リ坐席傍ニ到リ強テ命ニ従ハシメントシ手ヲ耳及頬ニ触レシ迄ニテ強ク引張り又ハ打ちタルコトナシ。

小官 幾分憤怒ノ情アリシコトハ明ナルヘシ。

T 然リ。サレド十分抑ヘシヲ以テ決シテ過激ノコトニアラズ。

小官 引張りシハ左右孰レノ耳カ。

T 右ノ方ナリ

小官 右ノ耳ハ彼女カ中耳炎ヲ病メル方ナリトノ事実ヲ知リシカ。

T 知ラサリキ。後ニ気付キタリ。

小官 君ハ児童個性調査ヲ為スト聴クガ病気ノ有無等ニハ無頓着ナリシカ。

T 此点ニハ気付カサリシ。

小官 憤怒ノ情ニ駆ラレ居ル時、耳ヲ引張り頬ヲ押スカ如キコトヲ為サハ其程度ハ自分トシテハ左程ニアラスト信スルモ受ケタル方ハ相

当ノ苦痛ヲ感シタルヤモ知レス。Sハ已ニ死亡セシヲ以テ其眞実ヲ聴クニ由ナシ。君ハ世間ノ人々ヨリ甚シク体罰ヲ加ヘタルコトヲ言ハル、モ之ニ対シ絶対ニ此事ナシト断言スルニ困難ナリト思ハサルカ。

T 然リ。彼女ノ身体ニ触レタル以上疑惑ヲ招ケルコトハ止ムヲ得ズ。又此疑惑ヲ解クコト困難ナリ。結局自分ノ不徳ヨリ世間ヲ騒カシ、各方面ヘ御迷惑ヲ掛ケタルハ誠ニ申訳ナシ。自分ハ今後一層注意ヲ払ヒ斯様ナ疑ヲ招ク様ナルコトハ絶対ニ致サルヘシ。

小官 S死亡後、君ハSノ父母ニ対シ謝罪ノ言葉ヲ以テ吊慰セリト云フハ事実カ。

T 父母ノ嘆ケルヲ以テ世評ノ誤ヲ正スカ如キコトヲ言フヨリハ寧教ヘ子ノ死ニ対シテ同情的ニ「私ガヤツタコトカラス様ノ事ニナツトスレハ誠ニ済ミマセン」ト言ヘリ。全く親ヲ慰メントノ考ヨリナリ。決シテ自分ノ体罰ガ茲ニ至ラシメタリト肯定シタルニハアラス。

小官 君ハ吊慰ノ為メSノ家ニ蠟燭ヲ贈リタルハ事実カ。

T 然リ。三月二十日吊慰ノ為メ持チ行ケリ。

小官 他ノ児童ノ死亡ノ際ノ例ニ従ヘルカ。

T 他ノ例ハ知ラサレド担任ノ児童ノコトデモアリ氣ノ毒ニ思ヒシ故ニカクシタリ。併シ自分ニ疚シキ所アリテノ故ニアラス。此事アリテ後自分ノ為シタルコトハ常ニ悪シキ方ニ取ラル、ハ遺憾ナリ。右モタゞ自分ノ眞情ヨリノ発露ナリ。御酌量ヲ乞フ。

次ニ全訓導ヲ伴ヒ三月四日該事実ヲ行ハレタル教室ニ至リ、当時ノ机ノ配置、Sノ坐席及教師ノ為シタル様子等一々調査スル所アリタリ。

加害者タルT訓導ニ対スル調査ハ以上ヲ以テ終リ更ニ

(二) Sニ就テノ調査

ヲ為セリ。Sノ父□□□(伏字——筆者註)ハ宇治火薬製造所ノ職工ナリ。住所ハ宇治村字五ヶ庄、Sハ明治四十四年九月三日生、平素学業ニ不熱心、声低ク、シカモ輕率ニシテ勉強スル様訓誡ヲ加フレトモ効果ナク、忍

耐力ニ乏シク智力低シ。学業成績ハ三学期末七四人中六四番ナリ。操行丙。

該児童出席ノ状況ヲ見ルニ缺席極メテ多ク、一月ハ十三日、二月ハ全月
 缺席、三月一日ヨリ四日迄出席セリ。平素右耳ダレ（中耳炎）ヲ患ヒ居リ
 タリ。

(三) 医師ニ就テノ調査

廿七日、Sノ主治医タル神保氏ノ来校ヲ得テ詳細ノ事情ヲ聴取セリ。

同医師ハ已ニ郡長及警察署長ニ述ヘタルト同様ノコトヲ言ヒ居レリ。全
 氏ハ三回診察ノ第二回目即十二日ニ病名ヲ丹毒症ト診断セリ。而シテ右ハ
 殴打ニ基因スルモノナリトハ考ヘラレス、何トナレハ丹毒ノ潜伏期ハ二三
 日ニ過ギズシテ該事実ハ三月四日ナレハナリトテ、殴打等ノ事実ハ全然死
 因ニ関係ナシト明言セリ。

然ルニ岸田医師ハ（死亡ノ際診察シタル）曰ク、右ハ丹毒症トハ認メス。
 中耳炎ヨリ乳嘴突起炎ヲ起シ骨膜化膿瘍ヲ作り遂ニ脳膜炎ヲ併発セリ。尚
 此他ニ皮下結締織炎ヲ起セリト云ヒテ、両医師ノ見ル所符号セズ。然レト
 モ岸田氏ニヨルモ全児ノ死因カT訓導ノ体罰ニ因ルモノトハ断ジ居ラズ。

故ニ両氏病名ヲ異ニスルモ、其死因カ体罰ニ基カズトスルハナリ

(四) 他ノ児童ニ就テノ調査

三月四日Sノ周囲ニ在リテ当時T訓導カSヲ叱責セシ当時ノ事情ヲ見タ
 ル児童ニ就キテ果シテ之ヲ殴打シタルノ事実アリヤ否ヤヲ調査シタル結果
 ハ二十八日高橋全校々長ヨリ報告セシメタル所ニヨリテ明ナリ。之ニヨレ
 ハ大体Sカ教師ノ命ニ従ハサリシヨリT訓導カ之ニ体罰ヲ加ヘタルハ事実
 ニ近キカ如シ（高橋校長ノ調査書参照）

(五) Sノ家庭ニ就テノ調査

Sノ父ハ職工ナレトモ人柄宜シキ方、母親ハ耳疾ニテ聾ニ近シ。始メS
 カ病臥スルヤ全級児童中ニ「Sサンハ先生ニ打タレテ病氣ニナリタリ」ト

云フモノアリ。又Sノ附近ノ人々モ斯ク言ヘリ。十二日神保医師診察ノ際、母ハSノ病源ニ付此事ヲ医師ニ告クル所アリシニ神保氏ハ全然々之ヲ否認シ「何モ此病氣ハソソナ事デ起ルモノデナイ」ト云ヒ聴カセタルニ母モ納得シタリ。而シテ病児ハ病中謔言ニ「先生堪忍シテ下サイ」等口走リタルヲ以テ親ニ於テモ此事ニ疑ヲ容レ、又附近ノ者モカ、ル噂ヲ事実ラシク云ヒ触ラセシモ神保氏ノ言ニヨリ全ク口外セサルニ至レリ。而シテ死亡後ト雖モT訓導ニ対シ告訴等ノ考ハ毫頭有セサルコト明ナリ

(六) 学校附近ニ於ケル該事件ニ対スル感想

斯ル噂ヲ稍肯定スル材料トナリタルハ十七日Sノ葬儀ニ当リ校長T訓導ハ固ヨリ児童等多数会葬シタルヲ附近ノ者不審ニ思ヒ何事カアリシメルヘシト疑ヒタリ。併シ此事件ノ新聞ニ掲載セラル、ヤ校下ノ人々ハ余リノ騒ギニ寧奇異ノ感ヲ懷キ学校側ニ同情セル者比較的多シ。サレド下層階級間ニハ稍事件ノ拡大ヲ喜ビ居ル向アルカ如シ。

四. 結論

以上各方面ヨリ調査シ尽シタルカ何分一方ハ已ニ死亡セシ後ナルヲ以テ真相ヲ聴取スルコトヲ得ズ、讒ニ当ノ本人タルT訓導ノ陳述ト周囲ニアリシ児童ノ言ニヨリ外ニ三月四日ノ事実ヲ知レルモノナシ。而シテT訓導ハ体罰ノ意志ニアラス、又程度ニ至リテモ輕微ナリト言明シ居ルニ過ギズ。一方Sノ周囲ニアリシ児童ニヨリテ聊當時T訓導カ相当体罰ヲ加ヘタルヲ推定シ得ルニ止マルノミ。

而シテ兩医師ノ診断ハ異ナルモ体罰ノ結果死ヲ致セシコトヲ明言セサルハ兩者揆ヲ一ニセリ。

以上ノ事実ノミニテハ此際T訓導ヲ処分スル上ニ聊証拠ノ不十分ナルヲ覺ヘシム。仍テ目下進行中ナル検事局ニ於ケル死体解剖ノ結果ニ俟チテ何分ノ処分ヲ決定スルヲ穩当ナリト思考セラル。